

柏市国民保護計画 (案)

平成 1 9 年 1 月
柏 市

目 次

第 1 編 総 論	1
第 1 章 目的，構成等	1
1 目的	1
2 対象	1
3 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
4 市国民保護計画の構成	2
5 柏市地域防災計画との関連	2
6 市国民保護計画の見直し，変更手続	2
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	3
6 高齢者，障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第 3 章 市国民保護計画が対象とする事態	5
1 武力攻撃事態の類型	5
2 緊急処理事態の事態例	6
第 4 章 市の地理的，社会的特徴	7
1 位置	7
2 地形	7
3 気象	8
4 人口分布	8
5 道路	9
6 鉄道	9
7 自衛隊施設	9
8 その他	10
9 本市での留意事項	11
第 5 章 関係機関の事務又は業務の大綱等	14
1 国民保護措置の全体の仕組み	14
2 関係機関の事務又は業務の大綱	15
第 2 編 平素からの備えや予防	19
第 1 章 組織・体制の整備等	19
第 1 市における組織・体制の整備	19

1	市における平素の業務	19
2	職員の参集基準等	23
3	消防機関の体制	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	25
第2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的な考え方	27
2	県との連携	27
3	近隣市町村との連携	28
4	指定公共機関等との連携	28
5	自主防災組織等に対する支援	29
第3	通信の確保	30
1	非常通信体制の整備	30
2	非常通信体制の確保	30
第4	情報収集・提供等の体制整備	31
1	基本的考え方	31
2	警報等の伝達に必要な準備	32
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	33
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	37
第5	研修及び訓練	38
1	研修	38
2	訓練	38
第2章	避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する	
	平素からの備え	40
1	避難に関する基本的事項	40
2	避難実施要領のパターンの作成	41
3	救援に関する基本的事項	41
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	41
5	避難施設の指定への協力	42
6	生活関連等施設の把握等	42
7	医療救護体制の整備	43
第3章	災害時要援護者の支援体制の整備	44
1	災害時要援護者に関する配慮	44
2	施設管理者等の備え	44
第4章	物資及び資材の備蓄，整備	45
1	市における備蓄	45
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	46
第5章	国民保護に関する啓発	47
1	国民保護措置に関する啓発	47
2	武力攻撃事態等において 住民が取るべき行動等に関する啓発	47

第3編 武力攻撃事態等への対処	48
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	48
1 事態認定前における国民保護等緊急対策本部等の 設置及び初動体制	48
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章 市国民保護対策本部の設置等	51
1 市対策本部の設置	51
2 通信の確保	61
第3章 関係機関相互の連携	63
1 国・県の対策本部との連携	63
2 知事，指定行政機関の長， 指定地方行政機関の長等への措置要請等	63
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	64
4 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託	64
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	65
6 市の行う応援等	65
7 自主防災組織等に対する支援等	65
8 住民への協力要請	66
第4章 警報及び避難の指示等	67
第1 警報の伝達等	67
1 警報の内容の伝達等	67
2 警報の内容の伝達方法	68
3 緊急通報の伝達及び通知	69
第2 避難住民の誘導等	70
1 避難の指示の通知・伝達	70
2 避難実施要領の策定	70
3 避難住民の誘導	72
第5章 救援	77
1 救援の実施	77
2 関係機関との連携	77
3 救援の内容	78
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	84
第6章 安否情報の収集・提供	85
1 安否情報の収集	85
2 県に対する報告	86
3 安否情報の照会に対する回答	86
4 日本赤十字社に対する協力	87
第7章 武力攻撃災害への対処	88
第1 武力攻撃災害への対処	88
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	88

2	武力攻撃災害の兆候の通報	88
第2	応急措置等	89
1	退避の指示	89
2	警戒区域の設定	90
3	応急公用負担等	91
4	消防に関する措置等	91
第3	生活関連等施設における災害への対処等	94
1	生活関連等施設の安全確保	94
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	94
第4	NBC攻撃による災害への対処	96
1	NBC攻撃による災害への対処	96
2	汚染原因に応じた対応	98
第8章	被災情報の収集及び報告	101
1	被災情報の収集	101
2	被災情報の報告	101
第9章	保健衛生の確保その他の措置	102
1	保健衛生の確保	102
2	廃棄物の処理	103
第10章	国民生活の安定に関する措置	104
1	生活関連物資等の価格安定	104
2	避難住民等の生活安定等	104
3	生活基盤等の確保	105
第11章	特殊標章等の交付及び管理	106
1	特殊標章等	106
2	特殊標章等の交付及び管理	107
3	特殊標章等に係る普及啓発	107
第4編	緊急処理事態への備えと対処	108
第1章	緊急処理事態への備え	108
第1	基本的考え方	108
第2	事態想定ごとの被害概要	109
1	攻撃対象施設等による分類	109
2	攻撃手段による分類	110
第3	平素からの備え	112
1	関係機関によるネットワーク等の構築と活用	112
2	市及び県が管理する公共施設における警戒	112
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	112
第2章	緊急処理事態への対処	113
第1	事態認定前の対処	113
1	初動時情報連絡体制	113

2	国民保護等連絡室の設置	1 1 3
3	国民保護等緊急対策本部の設置	1 1 4
4	緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整	1 1 4
第 2	市緊急処理事態対策本部の設置等	1 1 6
1	市緊急処理事態対策本部の設置手順	1 1 6
2	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	1 1 6
第 3	関係機関相互の連携	1 1 7
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	1 1 7
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	1 1 9
第 4	緊急処理事態への対処上の留意点	1 2 7
1	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	1 2 7
2	特殊標章等の標章の取扱い	1 2 7
3	国民経済上の措置の取扱い	1 2 7
第 5 編	復旧等	1 2 8
第 1 章	応急の復旧	1 2 8
1	基本的考え方	1 2 8
2	公共的施設の応急の復旧	1 2 8
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	1 3 0
1	国における所要の法制の整備等	1 3 0
2	市が管理する施設及び設備の復旧	1 3 0
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 3 1
1	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 3 1
2	損失補償及び損害補償	1 3 1
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 3 2
4	他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁	1 3 2
	用語の解説	1 3 3

第 1 編 総 論

第 1 章 目的，構成等

市は，住民の生命，身体及び財産を保護する責務を有することから，国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため，以下のとおり，市の国民保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）を策定する。

1 目的

市国民保護計画は，市域において，武力攻撃等から住民等の生命・身体及び財産を保護し，住民の生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう，避難，救援，武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2 対象

市国民保護計画は，市域の住民はもとより，武力攻撃事態等の発生の際に，通勤，通学，旅行などで市域に滞在する者や，市町村域を越えて市域に避難してきた者も保護の対象とする。また，それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。

3 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令，国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）に基づき，武力攻撃事態等においては，自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し，及び市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は，国民保護法その他の法令，基本指針及び千葉県の国民保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ，国民保護法第35条の規定に基づき，市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては，その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項，市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

4 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は，以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急対処事態への備えと対処
- 第5編 復旧等

5 柏市地域防災計画との関連

市国民保護計画は，国民保護措置の実施体制，住民の避難や救援の実施に関する事項，平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり，一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「柏市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお，国による事態認定が行われる前の初動段階では，原因不明の緊急事態に対し，その態様に応じた対策を講じるが，事案によっては「柏市地域防災計画」大規模事故編に基づく対処となる場合も想定される。

6 市国民保護計画の見直し，変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については，今後，国における国民保護措置にかかる研究成果や新たなシステムの構築，県国民保護計画の見直し，国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ，必要な見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては，市国民保護協議会の意見を尊重するとともに，広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては，計画作成時と同様，国民保護法第39条第3項の規定に基づき，市国民保護協議会に諮問の上，知事に協議し，市議会に報告し，公表するものとする（ただし，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については，市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を実施する際において特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することは勿論、救援のための収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たり、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続により行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続については、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思に基づき、必要な協力をするよう努めるものとする。

また，消防団及び自主防災組織の充実・活性化，ボランティアへの支援に努める。

6 高齢者，障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては，高齢者，障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また，国民保護措置を実施するに当たっては，国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については，指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全確保

国民保護措置に従事する者の安全の確保については，十分に配慮するものとする。

また，要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては，その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想区域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急対処事態の事態例

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、市は、緊急対処事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。

分類	類型	事態例
攻撃 対処 施設 等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破（その他県内・近隣の事態） ・石油コンビナートの爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム破壊 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（市役所、金融市場、交通施設、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃 手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的，社会的特徴

市は，国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため，その地理的，社会的特徴等について確認することとし，以下のとおり，国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的，社会的特徴等について定める。

1 位置

本市は，都心から30kmの千葉県北西部に位置し，東西約18km，南北約15km，面積は約114.9km²である。隣接する市町村は，東に我孫子市及び印西市，利根川を挟んで茨城県取手市及び守谷市，南に鎌ヶ谷市及び白井市，西に松戸市及び流山市，北は野田市と接している。

鉄道は東西に東日本旅客鉄道(株)（常磐線）及び首都圏新都市鉄道(株)（つくばエクスプレス）が乗り入れ，南北に東武鉄道(株)（東武野田線）が通っている。また，市の南側一部に北総鉄道(株)（北総線）が通過している。

道路は東京・茨城方面へ国道6号や常磐自動車道，埼玉・千葉方面への国道16号が通っており，首都圏の放射及び環状両方向の交通幹線の交差点部に位置する交通の要衝となっている。

経度・緯度

方位	地点	東 経	北 緯
極 東	布瀬新田地先	140 ° 6 55 "	
極 西	西原一丁目地先	139 ° 54 59 "	
極 南	藤ヶ谷地先		35 ° 46 41 "
極 北	船戸山高野字江川地先		35 ° 55 58 "

標高

標 高	面 積
最高 約 32 m 南増尾周辺	114.9 km ² （平成17年3月28日現在）国土地理院
最低 約 0 m 水道橋周辺	

市役所の位置

東 経	北 緯
139 ° 58 35 "	35 ° 52 3 "

2 地形

面積は114.9km²で，周囲は約92kmである。本市は下総台地の北西部に位置し，その大部分は台地上にある。市の北東部には利根川が流れ，利根川沿いには沖積低地が広がっている。約7割を占める台地面と3

割の沖積面の割合で，階段状の形をしている。標高差は，最大 32 m では
 ばなだらかな地形である。

本市は，そのほとんどが洪積台地の「下総台地」にあたり，地形はほぼ
 平坦で，北の境界に利根川が流れ，標高は南部から北部にかけて次第に低
 くなっている。

北の利根川の周辺は，河川敷や遊水池が広がり低地を形成しており，中
 央部や南部は，大堀川，大津川による浸食谷が入り込み，台地を分断して
 いる。この大堀川は，市を南北に二分するように西から東に流れ，また大
 津川は，旧沼南町との境を南から北に流れ，ともに市の東にある手賀沼に
 流入している。手賀沼は，台地にできた浸食谷が，地盤沈下などで溺谷と
 なり，さらに利根川からの土砂などで流入が塞ぎ止められてできた海跡湖
 であり，その周辺部は低地帯で水田が広がっている。

台地と低地の境界部は，斜面地となっている。

3 気象

気候は，温暖な千葉県の中で，冬の気温は比較的低温，平成 13 年度か
 らの 5 年間の平均気温は 14.9℃，最高気温は 37.5℃，最低気温は
 -4.0℃である。

4 人口分布

(1) 人口と世帯

東京都心からわずか 30 km 圏にある柏市は，我が国経済の高度成長
 期以降，東京圏への人口集中の影響を直接受け人口が著しく増加し，平
 成元年には 30 万人を突破した。

この間の人口増加の傾向を見ると，人口 10 万人から 20 万人へは 1
 0 年を要したのに対し，20 万人から 30 万人へは 14 年かかっており，
 人口増加の勢いは次第に緩やかになってきている。

なお，平成 17 年 3 月 28 日に沼南町と合併した。

人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人 / km ²)	1 世帯当人口 (人 / 世帯)
383,220	145,834	3,335.2	2.6

平成 18 年 7 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口

(2) 昼夜間人口 (単位：人)

夜間人口 (A)	流出口 (B)	流入人口 (C)	昼間人口 (D) (A) - (B) + (C)
327,820	112,175	68,329	283,974

流出人口とは，市内に常住する者で，昼間市外に従業・通学する者
 流入人口とは，市外に常住する者で，昼間市内に従業・通学する者
 平成１２年１０月１日国勢調査

5 道路

市域を東西に国道６号，南北に国道１６号が市を４分割するように走っている。また，常磐自動車道が市北部を走り１６号と交差する場所に柏インターチェンジが設置されている。これらの間を県道，市道が縦横に配置されている。国道，県道の舗装率は１００％，市道は８１％となっている。

6 鉄道

柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道(株)（常磐線），南北に東武鉄道(株)（東武野田線）が走っており，駅はそれぞれ３駅，６駅の合計９駅が設置されている。また，市北部に首都圏新都市鉄道(株)（つくばエクスプレス）が走っており，２駅が設置されている。この他，市南部に北総鉄道(株)（北総線）が走っているが，駅は無い。

中でも東日本旅客鉄道(株)（常磐線）と東武鉄道(株)（東武野田線）が交差して，ターミナル駅となっている柏駅の乗降客数は，２社合わせて１日平均約４２万人である。その他の駅の乗降客数は，９駅合計でおおむね１日平均約１９万人である。

7 自衛隊施設

本市に所在する自衛隊施設は，次のとおりである。

所在地	施設・主要部隊	
大 室	陸上自衛隊	柏高射教育訓練場 ：第２高射特科群
藤ヶ谷	海上自衛隊	下総航空基地 ：教育航空集団司令部，下総教育航空群，移動通信隊，第３術科学校，航空補給処下総支処
十余二	航空自衛隊	柏送信所 ：航空システム通信隊システム管理群中央通信隊送信所小隊

8 その他

(1) 産業経済

本市の商業は、広域商業都市として発展を続け、商圏は17市10町村にわたり、商圏人口約233万3千人、吸引人口約68万9千人、吸引率29.5%となっている。（平成13年度柏市商圏調査報告書）

近年では、近隣市町村に商業施設の集積が進み、商圏の中心都市としての機能は果たしながらも、都市間競争が激しさを増している。

また、市北部地域は、つくばエクスプレスの建設及び土地区画整理事業に伴い、新たな商業集積が見込まれることから、柏駅周辺地区は、これらの地域との区別、性格分けを行うなど、特色と魅力のあるまちづくりが望まれている。

本市の工業は、都心に近接しているという好条件を活かして、高度成長期に著しく成長し、その過程で高度な技術集積地として発展してきた。現在、機械工業を中心に、大工場から小工場まで数多くの工場が活発な生産活動を続け、首都圏を代表する先進的技術集積地の一つとなっている。

本市は、つくばエクスプレスの建設及び土地区画整理事業をはじめとして、「東葛テクノプラザ」や「東京大学」等の支援機関、研究機関が設置され、新たな人、モノ、情報の流れが生じている。また、「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づき、東葛、川口地域は基盤的技術産業集積に係る国の地域承認を受けた。今後、この地域は産業集積の活性化のための助成や支援を受けることが可能である。

農業においては、都市化の進展により、農業従事者の減少と高齢化、農地のかい廃や耕作放棄地の増加等の影響を受けているものの、首都圏近郊の好立地を生かした野菜産地として、県内上位の農業産出額を維持している。

(2) 土地利用状況

首都圏から30km圏内に位置する本市の地理的な条件や交通利便性などから、土地全体に占める宅地の割合は、29.4%を占め、中でも住宅地として利用される土地は21.2%を占めている。

現状でも、土地区画整理事業の施行や民間の開発行為などにより宅地化する傾向が依然として見受けられる。

地域的には、つくばエクスプレスが開通し、土地区画整理事業が進む北部地区や柏インターチェンジ周辺地区、東部の「手賀の杜」及び南部の高柳などでの宅地化が今後進むものと考えられる。

田畑・山林などに利用されている土地の割合は35.8%を占めており、これらの土地は、食料供給の源であるとともに、都市における防災空間や貴重な緑資源として、今後も重要な位置を占めるものと思われる。

9 本市での留意事項

本市は，人口や施設が集中している都市部地域の特性をもち，かつ大型商業施設などの大規模集客施設を擁しており，また，首都東京に近接し，通勤・通学者や買い物客などの交流人口が多い。さらに，陸上・海上・航空の各自衛隊施設が存在していることに留意して，国民の保護措置を的確に行っていくことが重要である。

(1) 特性

- ア 人口及び建築物が集中し，ライフライン，交通機関等が高密度に整備されており，ライフライン，交通機関の寸断が経済・社会活動に与える被害もより甚大なものとなる危険性がある。
- イ 家屋や高層建築物の火災，倒壊など短時間に大規模な被害が生じることが予想され，一つの災害は，他の災害を誘発しやすく，この結果，災害が同時多発し，急速に拡大するおそれがある。
- ウ 大規模集客施設（駅，競技場，小売店等）が多数あり，人的被害が大きくなるおそれがある。
- エ 首都東京に隣接しており，東京への就業者が多いことから帰宅困難者の大量発生のおそれがある。
- オ 首都東京攻撃への基地（アジト）として市内のどこかが利用されるおそれがあり，また，テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。

(2) 基本方針

被害の局限化に努める。

- ア 被害状況を的確に把握するため速やかに職員等を派遣する。
- イ あらかじめ避難実施要領のひな型を作成しておく。
- ウ 災害応急対策をできるだけ同時並行して実施する。

(3) 大規模集客施設等について

避難誘導は，事態の規模，状況に応じて行うことが重要である。

ア 学校，事業所等における避難誘導

学校，幼稚園，保育園，事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は，原則として施設防火管理者及び管理責任者等が行う。

なお，学校や幼稚園等の管理者は，児童・生徒，園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は，教職員が引率して集団で避難させ，その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うなど，あらかじめ対策を講ずるよう努める。

イ 交通機関等における避難誘導

交通機関等における避難誘導は，その交通機関があらかじめ定めた

業務計画，防災計画，避難計画等に基づき実施する。

ウ 大型商業施設等における避難誘導

大型商業施設等における避難誘導は，その施設があらかじめ定めた業務計画，防災計画，避難計画等に基づき実施する。

エ その他，住民の避難誘導

その他，住民の避難誘導は，現場にいる市職員，消防職員，警察官，消防団員等が行う。

高齢者等の災害時要援護者の避難は，原則として，町会・自治会等の協力を得ながら行う。

(4) 帰宅困難者対策について

中央防災会議が定める「首都直下地震対策大綱（平成１７年９月２７日）」において，「最大６５０万人と想定される帰宅困難者の混乱を避けるため，むやみに移動を開始しない」との基本原則を明らかにしている。

自然災害と武力攻撃災害では，その対応において当然異なるところもあるが，帰宅困難者の一斉帰宅行動による混乱を避けるという考え方はいずれにも共通するところであるため，本市は，八都県市首脳会議（地震対策研究部会）及び千葉県における対応の検討を踏まえ，千葉県及び防災関係機関等との連携による対応を検討する。

【参考：自然災害時における八都県市首脳会議・千葉県における対応】

ア 八都県市首脳会議（地震対策研究部会）における対応

(ア) 帰宅困難者対策は，一人ひとりの心がけが大切であることから，通勤・通学者を中心にリーフレット等による普及啓発を行う。

(イ) 帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため，帰宅困難者に対して必要な情報をインターネットにより提供する。

(ウ) やむを得ず徒歩で帰宅する人々の支援のため，幹線道路沿いなどに所在するガソリンスタンドやコンビニエンスストア等の施設を「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として位置づけ，一時休憩所として，飲料水，トイレ，情報提供などを内容とした協定を関係事業者と締結するなど帰宅経路における環境の整備を行う。

イ 千葉県における対応

国や八都県市との協議を踏まえ，次のとおり検討を進める。

(ア) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。

(イ) 関係自治体や防災機関等の協力により徒歩帰宅訓練を実施し，通勤・通学者等の防災意識の向上や支援方策の検証・検討を行う。

(ウ) 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル１７１や災害用伝言板サービス）等の普及啓発を図る。

- (イ) 防災情報ターミナルちば整備事業の一環として，防災ポータルサイトを開設し，防災メールの配信や地上デジタルテレビ放送などを活用した防災情報の提供を行う。
- (オ) 災害時徒歩帰宅者支援ステーションについて，他事業者への拡大など協力事業者の増加を図る。
- (カ) 企業・学校等に対し，自社従業員や教職員・児童生徒等一定期間の収容，そのための食糧・飲料水及び生活必需品の備蓄，家族を含めた安否確認等の体制整備を図るよう要請する。
- (キ) 企業等に対し，従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練・情報の収集伝達訓練，安否の確認及び情報発信訓練など帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施を要請する。
- (ク) 船の利用や臨時バスの運行など多様な代替交通手段の確保について，関係機関と協議・検討を進める。

(5) 自衛隊施設について

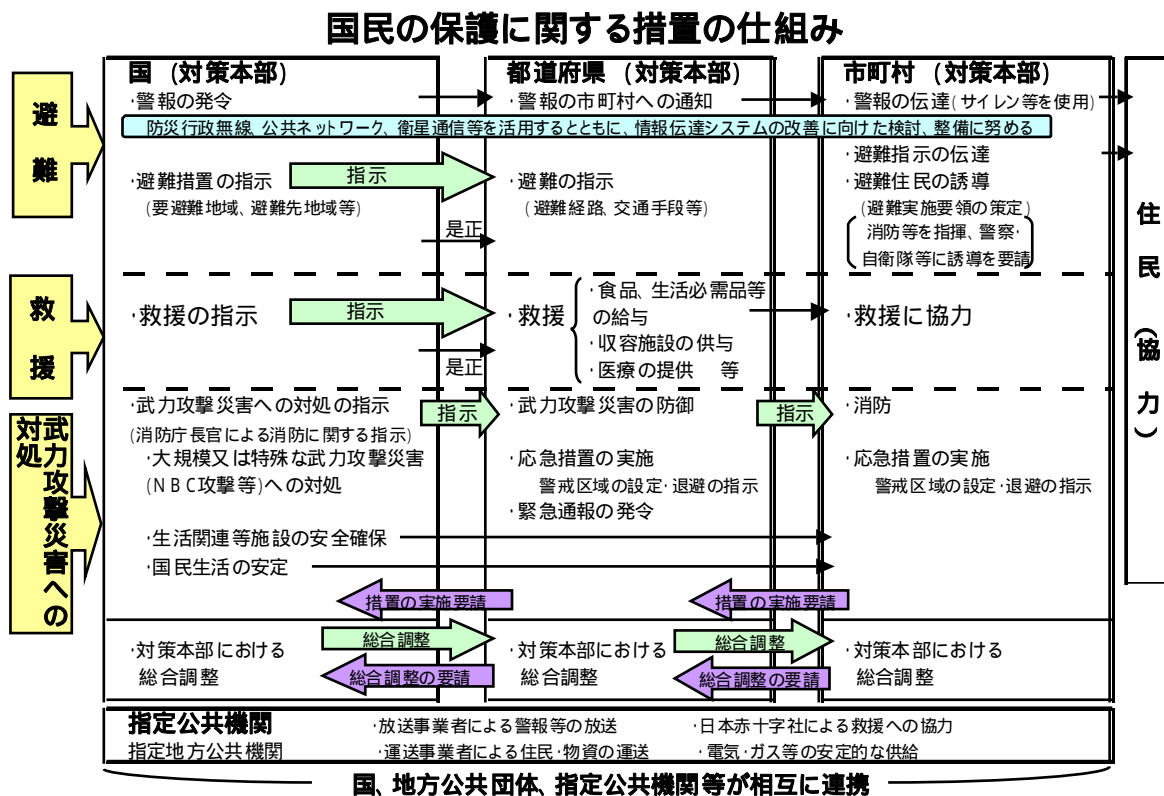
自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については，防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから，避難施設，避難経路及び運送手段の確保に当たって，自衛隊と平素から密接な連携を図るとともに，武力攻撃事態等において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう，必要な調整を行なう。

第5章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、下記のとおりである。



2 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、柏市及び市域における関係機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

なお、関係機関の連絡先電話番号等は、別途資料編にて整理する。

○市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置，運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難住民の誘導，関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

○ 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置，運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置，運営 4 組織の整備，訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示，避難住民の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
東葛飾県民センター	9 国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施
東葛飾地域整備センター 柏整備事務所	
柏健康福祉センター	
東葛飾農林振興センター	
柏警察署	1 警備体制の整備 2 交通規制に係る体制整備 3 武力攻撃災害対応体制の整備

○ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省 関東農政局 千葉農政事務所	1 災害救助用米穀等の緊急引渡
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所 千葉国道事務所	1 被災時における直轄河川，国道等の公共土木施設の応急復旧
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)東葛営業支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
KDDI(株)	
日本赤十字社千葉県支部	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集，整理及び回答
日本放送協会（NHK）	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
東日本高速道路(株)関東支社	1 高速道路の管理
東京電力(株)東葛支社	1 電気の安定的な供給
日本郵政公社関東支社（柏郵便局）	1 郵便の確保
京葉ガス(株)	1 ガスの安定的な供給
京和ガス(株)	
東日本旅客鉄道(株)柏駅	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
東武鉄道(株)柏駅	
首都圏新都市鉄道(株)守谷駅務管理所	
日本通運(株)	
千葉県トラック協会千葉支部	
千葉県バス協会	
千葉県医師会	
千葉県歯科医師会	1 医療の確保
千葉県薬剤師会	

○ 公共的団体その他重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
柏市医師会	1 医療の確保
柏歯科医師会	
柏市薬剤師会	
柏市防火安全協会	1 危険物の安全確保
柏市建設業会	1 仮設住宅，トイレの建設の協力 2 倒壊住宅等の撤去の協力
自主防災組織	1 警報内容の伝達の協力 2 避難住民の誘導等の協力

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備にかかる業務を行う。

部	課	平素の業務
総務部	行政課 人事課 職員厚生担当室 管財課 防災安全課 工事検査課 監査事務局 選挙管理委員会事務局	・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画の見直しに関する事 ・備蓄物資に関する事 ・非常通信体制の整備に関する事 ・国民保護に係る研修及び訓練に関する事 ・特殊標章の交付体制に関する事 ・国民保護に関する各部間の調整に関する事 ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事 ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・その他各部に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
秘書課	秘書課	・秘書課内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
企画部	企画調整課 ホームタウン推進室 行政改革推進課 中核市準備室	・情報広報体制の整備に関する事 ・その他企画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

	情報政策課 広報広聴課 国際交流室 議会事務局	
財政部	財政課 契約課 収納課 市民税課 資産税課 沼南支所税務課 会計課	・ 財政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
市民生活部	市民活動推進課 男女共同参画室 各近隣センター アミュゼ柏 市民文化会館 市民課 各出張所 保険年金課 沼南支所総務課 沼南支所市民生活課	・ 避難所運営に関する事 ・ その他市民生活部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
保健福祉部	保健福祉総務課 保健所準備課 健康推進課 柏中央保健センター 沼南保健センター 沼南支所保健福祉課 高齢者支援課 介護保険管理室 地域包括支援センター 障害福祉課 各福祉施設	・ 高齢者，障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 医療，医薬品等の供給体制の整備に関する事 ・ 死体の収容及び処理に関する事 ・ 避難所運営に関する事 ・ その他保健福祉部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事
児童家庭部	児童育成課 こどもルーム担当室 各児童・幼児施設 保育課 各保育園 生活支援課 沼南支所児童家庭課	・ 児童家庭部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関する事

環境部	クリーン推進課 環境施設課 環境サービス事務所 北部クリーンセンター 南部クリーンセンター 環境保全課 沼南支所環境課	・廃棄物処理に関すること ・その他環境部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
経済部	商工課 新産業支援室 消費生活センター 農政課 公設市場 農業委員会事務局	・物資等運送体制の整備に関すること ・その他経済部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
都市計画部	都市計画課 北部整備課 建築指導課 建築行政相談室 宅地課 建築住宅課	・応急仮設住宅建設計画に関すること ・その他都市計画部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
都市緑政部	公園緑政課 公園管理室 都市緑政担当室 区画整理課 南柏駅東口土地 区画整理事務所 北柏駅北口土地 区画整理事務所 街路課 再開発課	・公園施設に関すること ・その他都市緑政部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
土木部	土木総務課 交通施設課 道路建設課 新市道路整備室 道路維持課 道路サービス事務所 治水課	・道路，河川に関すること ・その他土木部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
下水道部	下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課	・下水道施設に関すること ・その他下水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

水道部	総務課 給水課 配水課 浄水課	・水道施設に関すること ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保，供給に関すること ・その他水道部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
生涯学習部	教育総務課 社会教育課 中央公民館 沼南公民館 中央視聴覚ライブラリー 沼南視聴覚ライブラリー 文化課 スポーツ課 青少年課 少年補導センター 図書館(分館)	・文化財の保護に関すること ・避難所運営に関すること ・その他生涯学習部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
学校教育部	学校教育課 学校施設課 学校整備室 学校保健課 学校安全対策室 学校給食センター 指導課 教育研究所 各学校・幼稚園	・学校及び教育施設に関すること ・児童・生徒の安全，避難等に関すること ・学用品の確保，調達に関すること ・避難所運営に関すること ・その他学校教育部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること
消防本部	総務課 予防課 警防課 救急課 指令課 消防署 分署 消防団	・消防活動体制の整備に関すること ・その他消防本部内に関する武力攻撃災害対応体制の整備に関すること

2 職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び守衛等により、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【体制判断基準】

体 制	体制判断基準		
	国の事態認定前	国の事態認定後	
国民保護等連絡室体制	全庁対応は不要だが、情報収集等の対応必要	対策本部通知なし	全庁対応は不要だが、情報収集等の対応必要
国民保護等緊急対策本部体制	全庁対応必要		全庁対応必要
市国民保護対策本部体制		対策本部通知有り	全庁対応必要

- ・ 国民保護等連絡室は、総務部長が設置し、速やかに市長に報告する。
- ・ 国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する。
- ・ 市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知の基づき市長が設置する。

【職員参集基準】

体 制	参集人員
国民保護等連絡室体制	防災安全課職員
国民保護等緊急対策本部体制	具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全職員

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、防災体制に準じ、参集時の連絡手段として、電話・携帯メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部長及び市国民保護対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、市国民保護対策本部員の代替職員については、各部であらかじめ順位を定めておくものとする。

【市国民保護対策本部長、市国民保護対策副本部長の代替職員の順位】

順 位	市国民保護対策本部長 (市長)	市国民保護対策副本部長 (助役)
第 1 位	助役	総務部長
第 2 位	総務部長	企画部長
第 3 位	企画部長	財政部長
第 4 位	財政部長	市民生活部長
第 5 位	市民生活部長	保健福祉部長
第 6 位	保健福祉部長	児童家庭部長
第 7 位	児童家庭部長	環境部長
第 8 位	環境部長	経済部長
第 9 位	経済部長	都市計画部長
第 10 位	都市計画部長	都市緑政部長

(6) 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部を設置した場合には、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、以下の項目について措置しておく。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は，市における参集基準等と同様に，消防本部，消防署における初動体制を整備するとともに，職員の参集基準を定める。その際，市は，消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ，特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り，一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は，消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ，県と連携し，地域住民の消防団への参加促進，消防団に係る広報活動，全国先進事例の情報提供，施設及び設備の整備における支援等の取り組みを積極的に行い，消防団の充実・活性化を図る。

また，市は，県と連携し，消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに，国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに，市は，消防本部及び消防署における参集基準等を参考に，消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は，武力攻撃事態等の認定があった場合には，国民保護措置の実施に伴う損失補償，国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため，国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し，手続項目ごとに担当部課が処理するものとする。

また，必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより，国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	内 容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (法第 81 条第 2 項)

	特定物資の保管命令に関すること (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関すること (法第 82 条)
	応急公用負担に関すること (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項・3 項 , 80 条第 1 項 , 115 条 第 1 項 , 123 条第 1 項)
争 訟	不服申立てに関すること (法第 6 条 , 175 条)
	訴訟に関すること (法第 6 条 , 175 条)

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し，協力の要請日時，場所，協力者，要請者，内容等を記した書類等）を，市文書管理規定等の定めるところにより，適切に保存する。また，国民の権利利益の救済を確実にを行うため，武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために，安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は，これらの手續に関連する文書について，武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を

行なうとともに，民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は，自主防災組織及び町会・自治会等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し，その充実を図るとともに，自主防災組織等相互間，消防団及び市等との間の連携が図れるよう配慮する。また，国民保護措置についての訓練の実施を促進し，自主防災組織等が行う消火，救助，救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は，防災のための連携体制を踏まえ，日本赤十字社，社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り，武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう，その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（ ）との連携に十分配慮する。

非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

	通信訓練を行うに当たっては，地理的条件や交通事情等を想定し，実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で，地域住民への情報の伝達，避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし，訓練終了後に評価を行い，必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し，武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに，関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線，消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに，職員担当者が被害を受けた場合に備え，円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たっては，防災行政無線，広報車等を活用するとともに，高齢者，障害者，外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い，体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は，国民保護措置の実施のため必要な情報の収集，蓄積及び更新に努めるとともに，これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう，情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は，知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに，住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において，民生委員や社会福祉協議会，国際交流協会等との協力体制を構築するなど，高齢者，障害者，外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は，武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察署との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行う必要がある大規模集客施設等として、学校、病院、駅、大型商業施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他多数の者が利用又は居住する施設を定める。

なお、定めるにあたっては、県との役割分担も考慮する。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）により、県に報告する。

なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する安否情報収集様式（様式第1号・様式第2号）を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は市長が適当と認める方法によることができる。

【安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）】

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【安否情報収集様式（死亡住民）】

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

【安否情報報告書】

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

[illegible]

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
 ①出生の年月日」欄は元号表記により記入すること
 ②「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること
 武力攻撃被害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 ④～⑥の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報の報告

市は、被災情報の報告を【様式 被災情報の報告様式】により、速やかに、県に報告する。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練，状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等，実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また，防災訓練における実施項目を参考にしつつ，以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員参集訓練及び市対策本部設置運営訓練

イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練

ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については，国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては，住民の避難誘導や救援等に当たり，町会・自治会の協力を求めるとともに，特に高齢者，障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は，第三者の参加を求め，客観的な評価を行うとともに，参加者等から意見を聴取するなど，教訓や課題を明らかにし，国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 市は，町会・自治会，自主防災組織などと連携し，住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ，訓練の普及啓発に資するよう努め，訓練の開催時期，場所等は，住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 市は，県と連携し，学校，病院，駅，大規模集客施設，大規模集合住宅，官公庁，事業所その他の多数の者が利用する又は居住する施設の管理者に対し，火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 市は，警察署と連携し，避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について，以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は，迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう，住宅地図，道路網のリスト，避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 人口分布
世帯数，昼夜別の人口のデータ
- 道路網のリスト
避難経路として想定される道路のリスト
- 輸送力のリスト
運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
- 避難施設のリスト
避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト
- 備蓄物資，調達可能物資のリスト
備蓄物資の所在地，数量，主要な民間事業者のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの
- 関係機関（国，県，民間事業者等）の連絡先一覧，協定
- 町会・自治会，自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は，市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて，平素から，隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い，また，訓練を行うこと等により，緊密な連携を確保する。

(3) 災害時要援護者への配慮

市は，避難住民の誘導に当たっては，自然災害時の災害時要援護者避難支援プランを活用しつつ，避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等）との緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、昼間の人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設の種類	所管省庁
第27条	1号	発電所，変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設，貯水施設，浄水施設，配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設，軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設，係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等，旅客ターミナル施設，航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁

	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤，毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は，その管理に係る公共施設等について，特に情勢が緊迫している場合等において，必要に応じ，生活関連等施設の対応も参考にして，県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において，警察署等との連携を図る。

7 医療救護体制の整備

市は，医師会，歯科医師会，薬剤師会等と協議して，救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定めるものとする。

消防本部は，医療機関または他の消防本部（局）と平常時から連絡を密にしておき，救急救助体制の整備を図るものとする。

また，NBC攻撃による負傷者が出た場合には，消防機関及び救急医療機関等は，特殊な装備等で現場に臨む必要があることから，市は，防護服等資機材整備を進めるものとする。

第3章 災害時要援護者の支援体制の整備

高齢者，障害者，乳幼児及び外国人等いわゆる災害時要援護者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため，災害時要援護者に対する避難，救援，情報伝達などの体制の整備について，以下のとおり定める。

1 災害時要援護者に関する配慮

市は，災害時要援護者について，次のとおり配慮するものとする。

- (1) 災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 災害時要援護者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 病状あるいは障害の状況等に応じた介護用品または補装具の確保または提供
- (6) 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- (7) 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 要救護者について，優先的な避難施設の確保，健康状態等の把握に努め，状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2 施設管理者等の備え

- (1) 社会福祉施設等の管理者は，防災のための施設設備の整備に努めるとともに，夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定め，また，施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うよう努める。
- (2) 学校や幼稚園等の管理者は，児童・生徒，園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は，教職員が引率して集団で避難させ，その後の状況に応じて保護者への連絡及び引渡しを行うこととするなど，あらかじめ対策を講ずるよう努める。

第4章 物資及び資材の備蓄，整備

市が備蓄，整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について，以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については，従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから，可能であるものについては，原則として，国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに，武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について，備蓄し，又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については，国がその整備や整備の促進に努めることとされ，また，安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては，国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており，市としては，国及び県の整備の状況等も踏まえ，県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤，天然痘ワクチン，化学防護服，放射線測定装置，放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 等

(3) 県との連携

市は，国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について，県と密接に連携して対応する。

また，武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても，国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう，他の市町村等や事業者等との間で，その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど，必要な体制を整備する。

(4) 平素からの市民自らの備蓄について

市は，県及び市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため，市民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設において、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには，住民が国民保護に関する知識を身につけ，武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから，国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を，以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は，国及び県と連携しつつ，住民に対し，広報誌，パンフレット，テレビ，インターネット等の様々な媒体を活用して，国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに，住民向けの講習会，講演会等を実施する。その際，防災の取り組みを含め，功労のあったものの表彰などにより，国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は，啓発の実施に当たっては，防災に関する啓発とも連携し，消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は，県教育委員会の協力を得て，児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため，市立学校において，安全教育や自他の生命を尊重する精神，ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発

市は，住民が武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務，不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について，啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また，弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても，国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら，住民に対し周知するよう努める。

また，市は，日本赤十字社，県，消防機関などとともに，傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり，建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には，当初，その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ，市は，武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても，住民の生命，身体及び財産の保護のために，現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また，他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても，事案発生時に迅速に対応できるよう，即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため，かかる事態において初動体制を確立し，関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して，その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ，市の初動体制について，以下のとおり定める。

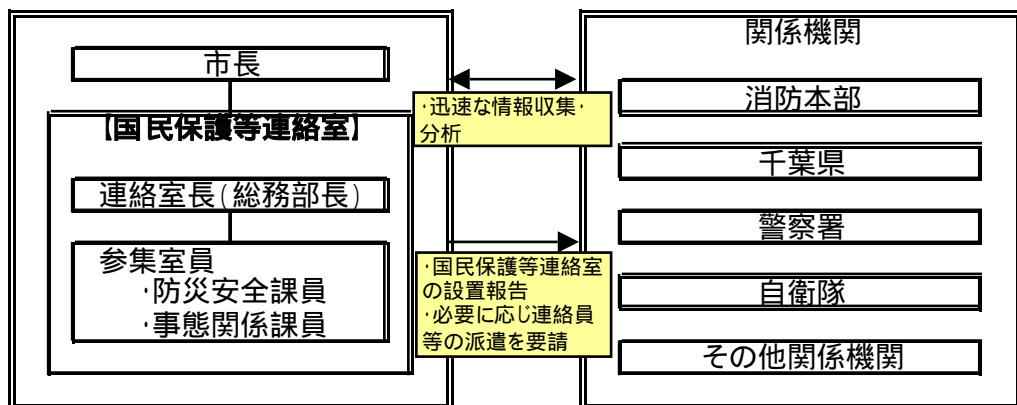
1 事態認定前における国民保護等緊急対策本部等の設置及び初動体制

(1) 国民保護等連絡室の設置

総務部長は，現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては，速やかに，県及び警察署に連絡を行うとともに，市としての的確かつ迅速に対処するため，「国民保護等連絡室」を設置する。

なお，「国民保護等連絡室」は，国において事態認定が行われたが，事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。

【国民保護等連絡室の組織構成図】



(2) 国民保護等緊急対策本部の設置

ア 市長は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、「国民保護等緊急対策本部」を速やかに設置する。

イ 国民保護等緊急対策本部の組織構成及び各班の分掌事務等は、市国民保護対策本部と同様とする。

ウ 国民保護等緊急対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、国民保護等緊急対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、国民保護等緊急対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、国民保護等緊急対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市国民保護対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市国民保護対策本部への移行に要する調整

国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等緊急対策本部は廃止する。

(6) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、すでに講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行なうものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して市国民保護対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護等連絡室を立ち上げ、又は国民保護等緊急対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

第2章 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、設置の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に国民保護等緊急対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当課（防災安全課）は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、非常災害時職員動員連絡等を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

市対策本部の開設

市対策本部担当課（防災安全課）は、市役所第2庁舎3階庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関等が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段等の状態を確認しておくこととする。

また、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備等の確保等を行う。

代替施設における本部機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市役所内に設置できない場合に備え、以下のとおり予備施設をあらかじめ指定する。

【代替施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態時の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

- | | |
|-------|---------|
| 第 1 位 | 沼南支所 |
| 第 2 位 | 消防本部 |
| 第 3 位 | 水道部 |
| 第 4 位 | アミューゼ柏 |
| 第 5 位 | 各近隣センター |

また，市外への避難が必要で，市内に設置することができない場合には，知事と設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

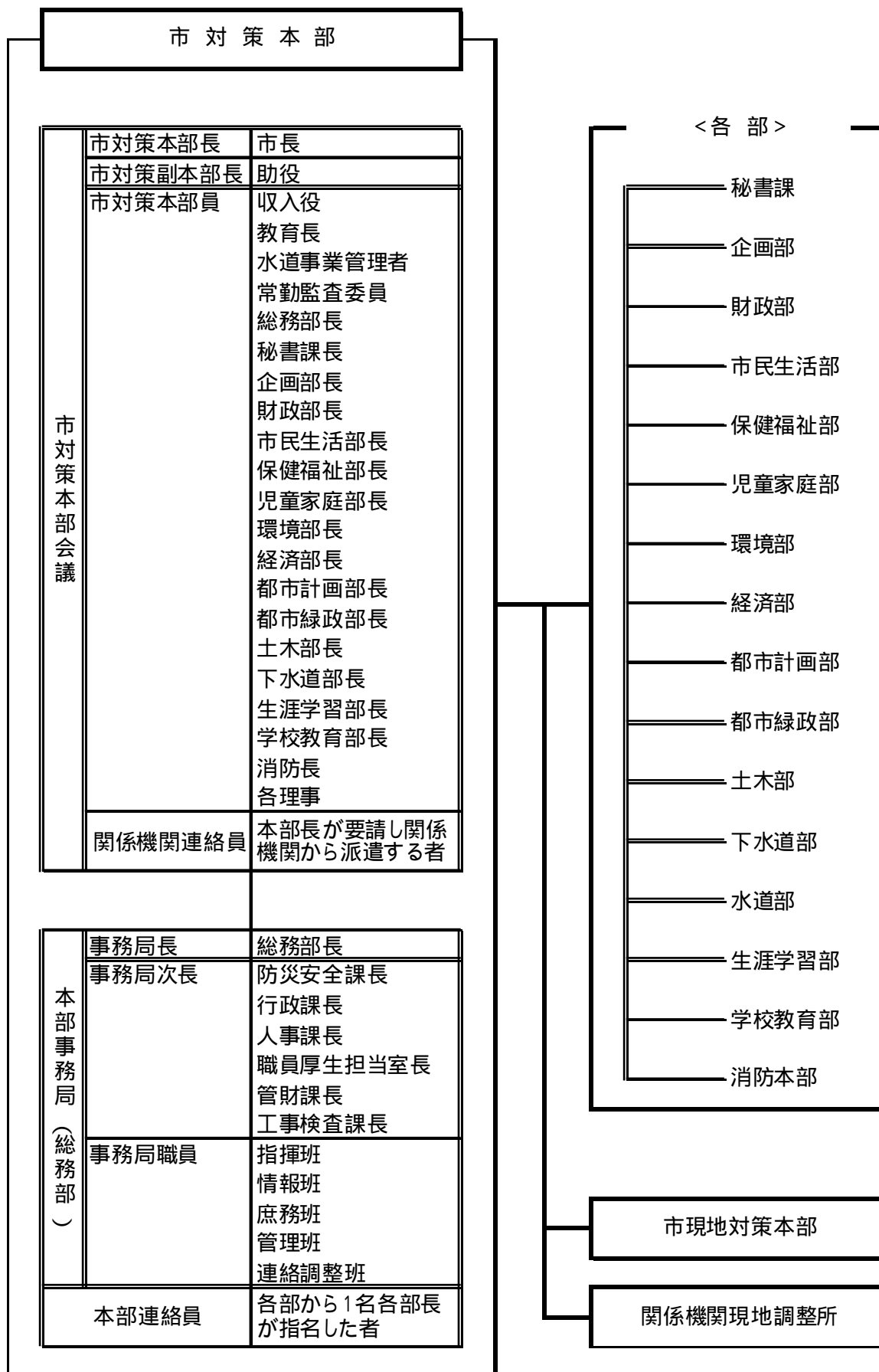
市長は，市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において，市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には，知事を経由して内閣総理大臣に対し，市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市国民保護対策本部会議は，市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。），市国民保護対策副本部長（以下「市対策副本部長」という。），市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）で構成し，次の者をもって充てるものとする。

また，市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

【市対策本部の組織構成図】



【組織の概要】

市対策本部長，市対策副本部長，市対策本部員の主な任務

役 名	職 名	主 な 任 務
市対策本部長	市長	1 市対策本部会議の議長となること 2 市域に係る国民保護措置の総合調整を行うこと 3 国・県等関係機関へ，総合調整実施の要請を行うこと 4 市教育委員会に対し，必要な措置を講ずるよう求めること 5 本部の事務を統括し，本部職員を指揮監督すること
市対策副本部長	助役	1 市対策本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき，市対策本部長の職務を代理すること 2 情報を常に把握し，対策本部長に対し適切なアドバイスを行うこと 3 市対策本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう，市対策本部長の交換要員になること
市対策本部員	(本部組織図参照)	1 部長として，担当部の職員を指揮監督すること 2 市対策本部会議の構成員として，本部長を補佐すること 3 市対策本部長，市対策副本部長が不在もしくは事故あるとき，市対策本部長，市対策副本部長の職務を代理すること なお，市対策本部長，市対策副本部長を代理する順序は別に定める

事務局の所掌事務

班 名	課 名	所 掌 事 務
指揮班	防災安全課	1 市国民保護対策本部の設置に関すること 2 事務局各班の総括指揮，調整に関すること 3 国民保護対策の検討に関すること 4 現地対策本部の設置に関すること 5 国・県等関係機関との連絡調整に関すること 6 他の機関の出動要請に関すること 7 市国民保護対策本部会議の運営に関すること 8 県，市防災無線の運用統制に関すること
情報班	行政課	1 情報の収集・伝達に関すること 2 情報の記録統計に関すること 3 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関すること 4 市国民保護対策本部会議資料の作成，会議の記録に関すること 5 市国民保護対策本部の活動記録に関すること
庶務班	人事課	1 職員の動員に関すること 2 国民保護措置従事職員名簿の作成及び給食に関すること 3 応援派遣要請及び受け入れ態勢の整備に関すること 4 職員の安否確認に関すること 5 職員の健康管理及び交代要員の手配等に関すること 6 特殊標章に関すること
管理班	管財課	1 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること 2 配車計画及び車両の借り上げに関すること 3 市有財産の被害調査に関すること 4 応急措置のための土地収用等に関すること
連絡調整班	工事検査課 監査事務局 選挙管理委員会事務局	1 対策本部における決定事項等の各部への伝達，調整に関すること 2 各部の被害状況，対応状況の把握及びその報告に関すること

各部の所掌事務

部	課名	所 掌 事 務
秘書課	秘書課	1 本部長，副本部長及び本部員の秘書に関する こと 2 災害見舞い及び視察者の接遇に関すること
企画部	企画調整課 ホームタウン推進室 行政改革推進課 中核市準備室 情報政策課 広報広聴課 国際交流室 議会事務局	1 復旧計画策定に関すること 2 本部長の特命事項に関すること 3 近隣市への応援要請に関すること 4 情報の広報に関すること 5 報道機関との連絡に関すること 6 記録，写真撮影に関すること 7 秘書課の応援に関すること
財政部	財政課 契約課 収納課 市民税課 資産税課 沼南支所税務課 会計課	1 応急財政措置に関すること 2 非常用備品等の購入に関すること 3 家屋及び土地の被害状況調査に関すること 4 市税の減免に関すること
市民生活部	市民活動推進課 男女共同参画室 各近隣センター アミュゼ柏 市民文化会館 市民課 各出張所 保険年金課 沼南支所総務課 沼南支所市民生活課	1 避難者の誘導に関すること 2 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維 持管理に関すること 3 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関す ること
保健福祉部	保健福祉総務課 保健所準備課 健康推進課 柏中央保健センター 沼南保健センター 沼南支所保健福祉課 高齢者支援課 介護保険管理室 地域包括支援センター	1 医療助産活動に関すること 2 医療関係機関との連絡調整に関すること 3 救護班の編成及び救護所の設置に関すること 4 保健衛生・防疫に関すること 5 感染症予防対策に関すること 6 衛生関係被害状況の調査，報告に関すること 7 死体の収容及び処理に関すること 8 福祉関係団体との連絡調整に関すること 9 福祉関係被害状況の調査，報告に関すること

	障害福祉課 各福祉施設	10 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること 11 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること
児童家庭部	児童育成課 こどもルーム担当室 各児童・幼児施設 保育課 各保育園 生活支援課 沼南支所児童家庭課	1 所管施設の維持管理に関すること 2 避難場所・避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること 3 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること 4 保健福祉部の応援に関すること
環境部	クリーン推進課 環境施設課 環境サービス事務所 北部クリーンセンター 南部クリーンセンター 環境保全課 沼南支所環境課	1 廃棄物処理に関すること 2 被災地の防疫及び消毒に関すること 3 し尿処理に関すること 4 応急，仮設トイレの設置及び維持管理に関すること 5 環境保全及び公害発生に関すること
経済部	商工課 新産業支援室 消費生活センター 農政課 公設市場 農業委員会事務局	1 食糧，寝具，日用品等生活必需物資の調達供給に関すること 2 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること 3 商工業関係・農業関係被害状況の調査に関すること
都市計画部	都市計画課 北部整備課 建築指導課 建築行政相談室 宅地課 建築住宅課	1 復興計画策定に関すること 2 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること 3 応急仮設住宅に関すること 4 都市緑政部，土木部への応援に関すること
都市緑政部	公園緑政課 公園管理室 都市緑政担当室 区画整理課 南柏駅東口土地 区画整理事務所 北柏駅北口土地 区画整理事務所 街路課	1 復興計画の実施に関すること 2 土地区画整理事業の対策に関すること 3 公園施設の被害状況調査及び保全に関すること

	再開発課	
土木部	土木総務課 交通施設課 道路建設課 新市道路整備室 道路維持課 道路サービス事務所 治水課	1 道路占有及び通行制限に関すること 2 土木関係機関との連絡調整に関すること 3 交通関係機関等との連絡調整に関すること 4 交通安全対策に関すること 5 道路障害物の除去に関すること 6 土木施設の被害調査及び復旧に関すること 7 都市計画道路の被害状況調査に関すること 8 治水対策に関すること
下水道部	下水道総務課 下水道建設課 下水道維持課	1 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること 2 土木部の応援に関すること
水道部	総務課 給水課 配水課 浄水課	1 応急給水対策に関すること 2 水道施設の被害調査及び復旧に関すること 3 水道関係機関との連絡調整に関すること 4 飲料水の確保，供給，水質検査に関すること
生涯学習部	教育総務課 社会教育課 中央公民館 沼南公民館 中央視聴覚ライブラリー 沼南視聴覚ライブラリー 文化課 スポーツ課 青少年課 少年輔導センター 図書館(分館)	1 教育関係機関との連絡調整に関すること 2 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること 3 文化財の保護に関すること 4 所管施設の応急対策に関すること 5 避難場所・避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること 6 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること 7 学校教育部の応援に関すること
学校教育部	学校教育課 学校施設課 学校整備室 学校保健課 学校安全対策室 学校給食センター 指導課 教育研究所 各学校・幼稚園	1 児童・生徒の避難計画に関すること 2 所管施設の応急対策に関すること 3 学用品の確保，調達に関すること 4 避難場所・避難所(所管施設)の開設及び維持管理に関すること 5 避難所入所記録及び物品受払簿の作成に関すること

消防部	総務課 予防課 警防課 救急課 指令課 消防署 分署 消防団	1 武力攻撃災害現場における消防活動に関する こと 2 危険地域の警戒に関すること 3 消防関係の人員及び資機材の輸送に関する こと 4 消防通信に関すること 5 消防職団員の動員及び名簿の作成並びに給食 に関すること 6 避難者の誘導に関すること 7 被害状況調査報告及び災害記録に関すること 8 消防の相互応援に関すること
-----	---	---

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報誌，テレビ・ラジオ放送，記者会見，問い合わせ窓口の開設，インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して，住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名するものをもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、警察署、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市内にかかる国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整

を行うよう要請する。また，市対策本部長は，県対策本部長に対して，国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において，市対策本部長は，総合調整を要請する理由，総合調整に関する機関等，要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は，県対策本部長に対し，市内に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは，必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は，総合調整を行うに際して，当該総合調整の関係機関に対し，市内に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は，市教育委員会に対し，市内に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において，必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において，市対策本部長は，措置の実施を要請する理由，要請する措置の内容等，当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は，内閣総理大臣から，総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは，遅滞なく，市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は，携帯電話，衛星携帯電話，移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは，インターネット，ＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク），同報系無線，地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により，市対策本部と市現地対策本部，現地調整所，要避難地域，避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は，必要に応じ，情報通信手段の機能確認を行うとともに，支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし，そのための要員を直ちに現場に配置する。また，直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めたときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合におい

て，市は，当該機関の業務内容に照らし，要請する理由や活動内容等ができる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は，国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは，知事に対し，自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また，通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は，自衛隊千葉地方協力本部長又は柏市国民保護協議会委員の隊員を通じて，陸上自衛隊にあっては東部方面総監，海上自衛隊にあっては横須賀地方総監，航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官を介し，防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は，国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか，防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも，市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求
 - ア 市長等は，必要があると認めるときは，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにしたうえで，他の市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には，その相互応援協定に基づき応援を求める。
- (2) 県への応援の要求

市長等は，必要があると認めるときは，知事等に対し応援を求める。
この場合，応援を求める理由，活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が，国民保護措置の実施のため，事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは，平素からの調整内容を踏まえ，以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合，市は，上記事項を公示するとともに，県に届け出る。
また，事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を

行った場合は，市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は，国民保護措置の実施のため必要があるときは，指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し，当該機関の職員の派遣の要請を行う。また，必要があるときは，地方自治法の規定に基づき，他の地方公共団体に対し，当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は，（１）の要請を行うときは，県を経由して行う。ただし，人命の救助等のために緊急を要する場合は，直接要請を行う。また，当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて，国民保護措置の実施のため必要があるときは，県を経由して総務大臣に対し，（１）の職員の派遣について，あつせんを求める。

6 市の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等
 - ア 市は，他の市町村から応援の求めがあった場合には，求められた応援を実施することができない場合や，他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など，正当な理由のある場合を除き，必要な応援を行う。
 - イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合，市長は，所定の事項を議会に報告するとともに，市は公示を行い，県に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
市は，指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務，施設，設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には，求められた応援を実施することができない場合や，他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など，正当な理由のある場合を除き，必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援
市は，自主防災組織による警報の内容の伝達，自主防災組織や自治会町等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について，その安全を十分に確保し，適切な情報の提供や，活動に対する資材の提供等により，自主防災組織に対する必要な支援を行な

う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであるので、要請にあたり強制しないよう配慮する。

避難住民の誘導及び救助等

消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。なお、手段は以下のとおりとする。

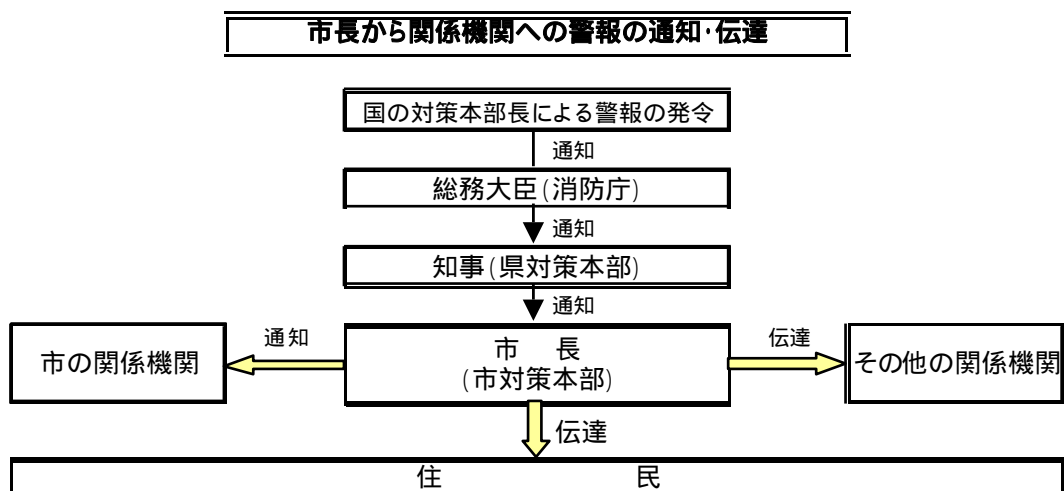
- ア サイレン
- イ 防災行政無線
- ウ 町会・自治会等、自主防災組織、消防団を通じた伝達
- エ 広報車
- オ ホームページ
- カ ファクシミリ

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関（教育委員会など）その他の関係機関（市立病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を初めとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等へ個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や表示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については，原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

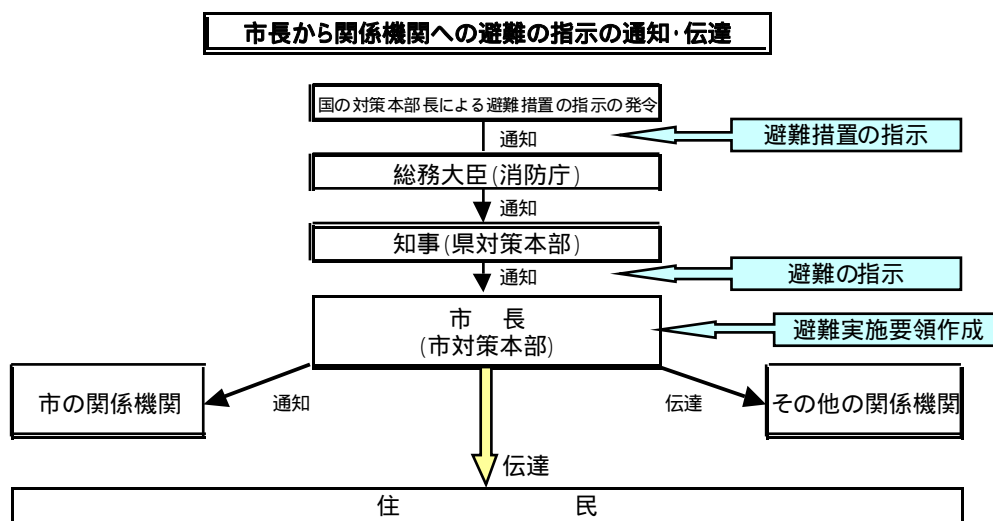
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聞いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合に

は、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難指示の内容の確認 （地域毎の避難の内容の確認） 事態状況の把握（警報の内容や被災情報の分析） （特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案） 避難住民の概数把握 誘導の手段の把握 （屋内避難、徒歩による移動避難、長距離運送避難） 輸送手段の確保調整（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定） 要援護者の避難方法の決定 （避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置） 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整） 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定） 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保） 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）
--

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

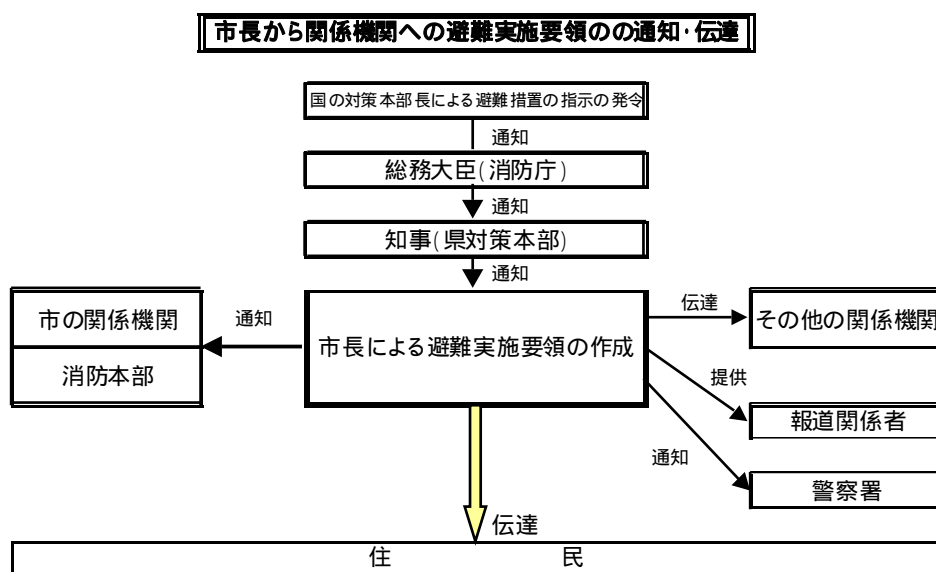
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市消防長、警

警察署長及び自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に連絡する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章を携行させる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会・自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活

動に必要な協力を行なうとともに，警察署と協力し，住民等からの相談に対応するなど，住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は，道路の通行禁止等の措置を行ったときは，警察署と協力して，直ちに，住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は，避難住民の誘導に際して食料，飲料水，医療等が不足する場合には，知事に対して，必要な支援の要請を行う。

その際，特に，県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また，避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は，知事に対して，所要の調整を行うよう要請する。

市長は，知事から，避難住民の誘導に関して，是正の指示があったときは，その指示の内容を踏まえて，適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は，避難住民の運送が必要な場合において，県との調整により，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して，避難住民の運送を求める。

市長は，運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは，指定公共機関にあっては県を通じて国の対策本部長に対し，指定地方公共機関にあっては，県対策本部長に，その旨を通知する。

また，運送事業者に運送を行うよう要請するときは，当該運送事業者に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供する等，その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【弾道ミサイル攻撃の場合】

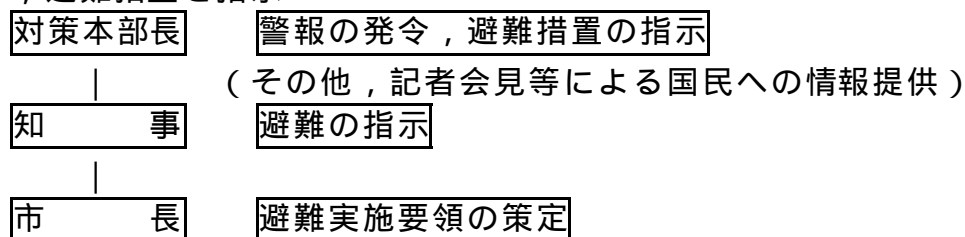
弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市に着弾の可能性がありえるものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の

指示，警戒区域の設定等を行う必要が生じるが，その際にも，事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際，ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は，多くの場合は，攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから，警報の内容等とともに，現場における自衛隊，警察署等からの情報や助言等を踏まえて，最終的には，住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際，武力攻撃がまさに行われており，住民に危害が及ぶおそれがある地域については，攻撃当初は一時的に屋内に避難させ，移動の安全が確保された後，適当な避難先に移動させることが必要となる。

以上から，避難実施要領の策定に当たっては，各執行機関，消防機関，県，警察署，自衛隊等の関係機関の意見を聴き，それらの機関からの情報や助言を踏まえて，避難の方法を策定することが必要であり，また，事態の変化等に機敏に対応するため，現場における関係機関の情報を共有し，関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう，現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については，相手の攻撃の意図や目的により，攻撃の態様も様々であるが，少人数のグループにより行われるため，使用可能な武器も限定され，被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に，最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから，政治経済の中核，原子力関連施設，危険物資等の取扱所などは，攻撃を受ける可能性が一般に高く，注意が必要である。

【着上陸侵攻の場合】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については，事前の準備が可能である一方，国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり，県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり，国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため，着上陸侵攻に伴う避難は，事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として，平素からかかる避難を想定した具体的な対応については，定めることはしない。

第5章 救援

市と県が互いに連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の搜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の搜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

(3) 避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給するものとする。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委託を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

市長は、救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の決定方法

a 避難所の決定

(a) 市民が市内に避難する場合

市は、避難措置の指示があった段階で、県と調整をし、あらかじめ指定された避難施設その他の適切な場所に避難所を開設

する。

(b) 市民が市外へ避難する場合

市は、知事の決定に従い、通知された避難先地域に避難するものとする。

(c) 市外の住民が市内へ避難してくる場合

市は、知事の決定に従い、通知された避難所を開設する。

b 公営住宅の貸与

市は、県と連携し、公営住宅について、別に定める方法により避難住民等に貸与するものとする。

c 応急仮設住宅等の供与

市は、県と連携し、別に定める方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与するものとする。

(イ) 避難施設管理者への通知

市は、県の通知により避難施設の開設が必要な場合は、避難施設管理者へ通知するものとする。

(ウ) 収容施設の運営，維持管理

a 避難所の運営

避難所の運営はあらかじめ定めるマニュアルに基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するものとする。

b 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として市で行うものとする。

c 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

イ 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

(ア) 供給計画の策定

市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施するものとする。

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(イ) 飲料水の供給

市は、避難所において飲料水が不足する場合においては、県と調整を図り、拠点給水又は車両給水を実施する。

(ウ) 応援物資の仕分け

市は、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けするものとする。

(I) 救援物資の運送方法等

a 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、市は、必要に応じて、県と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、運送について要請する。

b 運送実施状況の把握方法

(a) 市又は県から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次県対策本部へ報告を行う。

(b) 市対策本部は、県対策本部から受けた事項（運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目、数量）及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

(オ) 救援物資運送路の確保

市は、救援物資の運送道路を決定する際には、県を通じて国の対策本部と必要な調整を行なうこととする。

(カ) 受入を希望する救援物資情報の発信

市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、市民に公表するよう努めるものとする。

ウ 医療提供及び助産

(ア) 救急救助、傷病者の搬送

a 消防機関の活動

(a) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県、市町村からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(b) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して救急救助活動を実施していくものとする。

- ・ トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を実施して、救命処置を必要とする重傷者を優先する。

- ・ 高齢者，乳幼児等の抵抗力が低い弱者を優先する。
- ・ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は，武力災害発生現場付近を優先する。
- ・ 武力攻撃災害発生現場付近以外で，同時に多数の救急救助が必要となる場合は，より多くの人命を救護できる現場を優先する。

(c) 応援の要請

市長は，市の消防機関で対処することが困難と認められる場合には，県内の消防機関に応援を求める。県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は，知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。

ただし，知事に連絡をとることができない場合は，消防庁長官に対して要請するものとする。

b 傷病者搬送の手順

- (a) 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は，トリアージの結果を踏まえ，後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(b) 搬送体制

傷病者の搬送は，原則として消防本部が実施し，必要に応じ市有車両等を用い搬送する。

また，あらゆる手段を用いて搬送を行うものとし，必要に応じ航空輸送等の要請を行う。

(c) 後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県，市，消防機関その他の機関は，あらかじめ定めた搬送順位に基づき，収容先医療機関の受け入れ体制を確認した上，搬送する。

(イ) 医療救護班の編成

各医療機関は，あらかじめ定める方法により医療救護班を編成し，出動する。

また，市長は，被害の状況に応じ知事に対し，救護班の出動その他医療救護活動に関し，必要な措置を要請する。

(ウ) 救護所の設置

市長は，医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは，あらかじめ定める方法により，救護所を設置する。

(I) 助産活動

助産の対象者は，災害のため助産の途を失い，災害発生の日の前後 7 日以内に分娩した人とし，分娩の介助，分娩前後の処置，衣料

品の支給を行う。

エ 被災者の捜索及び救出

(ア) 被災情報の把握

市は、県と協力し、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努めるものとする。

(イ) 被災地における捜索・救出の実施

市は、市対策本部で集約した被災情報に基づき、県、警察、自主防災組織、ボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。

(ウ) 応援の要請

市長は、市の消防機関で対処することが困難と認められる場合には、近隣の消防機関に応援を要請するなど必要な調整を行なう。また、県内の消防機関だけでの対応が困難と認める場合は、知事に緊急消防援助隊の応援要請及び自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請する。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官及び防衛大臣に対して要請するものとする。

(エ) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

オ 死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

(ア) 関係機関との連携

市は、県、警察、自衛隊、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。

(イ) 死体の捜索

市は、県、警察などの関係機関の協力のもとに、死体の捜索を実施するものとする。ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、警察、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

(ウ) 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

a 一時保管

市は、県と協力し、検視（見分）・検案前の死体及び所持品・

発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

b 検視（見分）・検案

警察官は，医師立ち会いの元，検視（見分）を行う。医師は，検案を行う。また，必要に応じ，死体の洗浄，縫合，消毒などの処置を行う。

（注）検視：捜査機関が，死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分

見分：捜査機関が，不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分

検案：医師が死体の外表から検査し，死亡の確認と死因の究明を行う処分（埋葬に必要）

c 身元確認作業

死体の状況により身元の特定ができない場合，医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

d 死体の輸送

市は，県，警察，消防機関，葬祭業取扱業者と協力し，警察官による検視・見分及び医師による検案を終えた死体を，死体収容所へ輸送し，収容する。

e 死体収容所（安置所）の開設

市は，県と協力し，被害現場付近の適当な場所（寺院，公共建物，公園など収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し，死体を収容，整理し，埋葬・火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物がない場合は，天幕・幕張りを施し，必要器具（納棺用具等）を確保する。また，死体収容所（安置所）には，必要に応じて検視，見分，検案を行うための検視所を併設する。

f 遺留品等の整理

市は，県と協力し，収容した死体の遺留品などの整理を行う。

(I) 埋葬・火葬対策

a 被害状況の把握

(a) 市は，死者数を県に報告する。

(b) 県は，火葬場の施設の点検状況，従事者の状況，火葬能力状況を把握する。

b 埋葬・火葬の実施

(a) 市は，県と協力し，火葬を実施する。

(b) 市のみで火葬の実施が困難な場合には，県は，受け入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請する。

(c) 広域火葬が必要な場合の事務処理は，「千葉県広域火葬計画」に準ずるものとする。

カ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県と協力し、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

キ 学用品の給与

市は、県と協力し、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。

ク 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

市は、県と協力し、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、市又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施するものとする。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ・ 医療関係者等からなる医療救護班による緊急被ばく医療活動の実施
- ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ・ 患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 病状等が即知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- ・ 必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ・ 国、県からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

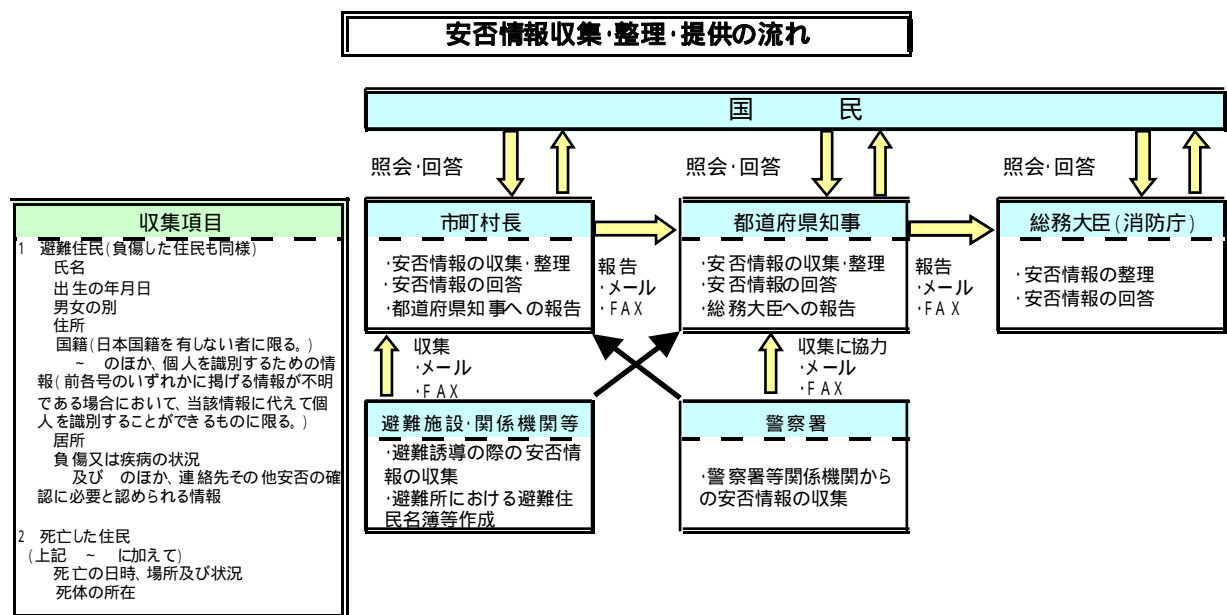
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ・ 国、県からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- ・ 患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、警察署への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ，その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど，安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては，必要最小限の情報の回答にとどめるものとし，負傷又は疾病の状況の詳細，死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については，安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は，日本赤十字社県支部の要請があったときは，当該要請に応じ，その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても，3（2）（3）と同様に，個人の情報の保護に配慮しつつ，情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市内に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等によ

り速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避を指示した旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び警察署等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるように緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、表示板等で区域を

明示し，広報車等を活用し，住民に広報・周知する。また，放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し，当該区域への立入りを制限し，若しくは禁止し，又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では，交通の要所に職員を配置し，警察署，消防機関等と連携して，車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに，不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき，緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は，知事，警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は，警戒区域を設定する理由，設定範囲等について情報の共有を図り，警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は，警戒区域の設定を行った場合についても，退避の指示の場合と同様，区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は，武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは，武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者，所有者又は管理者に対し，災害拡大防止のために必要な限度において，当該設備又は物件の除去，保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は，武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは，次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地，建物その他の工作物の一時使用又は土石，竹木その他の物件の使用若しくは収用。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは，保管）。

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は，消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう，武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに，警察署等

と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行なう。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行なうなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

市内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若

しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し，又は取り扱うもの（国民保護法施行令第 29 条）。

【措置】

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第 12 条の 3）。

危険物質等の製造，引渡し，貯蔵，移動，運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号）。

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号）。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は，危険物質等の取扱者に対し，必要があると認めるときは，警備の強化を求める。また，市長は，（ 1 ）の措置を講ずるために必要があると認める場合は，危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C 攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合において、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 市長の権限

市長は、知事により汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措 置
1 号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	占有者に対し，以下を命ずる。 ・ 移動の制限 ・ 移動の禁止 ・ 廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し，以下を命ずる。 ・ 使用の制限又は禁止 ・ 給水の制限又は禁止
3 号	死体	・ 移動の制限 ・ 移動の禁止
4 号	飲食物，衣類，寝具その他の物件	・ 廃棄
5 号	建物	・ 立入りの制限 ・ 立入りの禁止 ・ 封鎖
6 号	場所	・ 交通の制限 ・ 交通の遮断

市長は，上記表中の第 1 号から第 4 号までに掲げる権限を行使するときは，当該措置の名あて人に対し，次の表に掲げる事項を通知する。ただし，差し迫った必要があるときは，当該措置を講じた後，相当の期間内に，同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者，管理者等）に通知する。

上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使するときは，適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし，差し迫った必要があるときは，その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件，生活の用に供する水又は死体（上記表中第 5 号及び第 6 号に掲げる権限を行使する場合にあっては，当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(5) 措置に必要な土地等への立入り

市長は，放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは，職員に他人の土地，建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下，「土地等」という。）に立入らせることができる。

なお、当該職員が他人の土地等に立入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 汚染原因に応じた対応

市は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

【核兵器等を用いた攻撃の場合における対応】

核攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性下降物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生じる。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性下降物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の放射性下

降物は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

放射性降物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、下降するため、放射性降物の被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要になる。

【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、防災安全課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健福祉部等と緊密な連携を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

【化学剤を用いた攻撃の場合における対応】

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。このため、国及び県等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化

学剤は，そのままでは分解・消滅しないため，汚染された地域を除染して，当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第 8 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX 等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX 等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、県と協力し、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めるものとする。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、県と協力して、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度

の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施するものとする。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

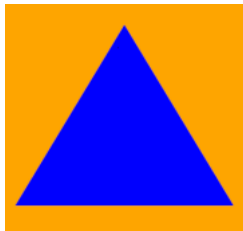
特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

【様式4】

表紙

（この型用紙と反対側から身分標章を貼る）

（この型用紙と反対側から身分標章を貼る）

身分証明書

国民保護措置に係る職務等を行う者

氏名 (Name)

住所 (Address)

この身分証明書の目的は、国際的な武力紛争の際に、国際的な人道法に基づいて保護を受ける権利を行使し、また、人道法に基づいて保護を受ける権利を行使し、また、人道法に基づいて保護を受ける権利を行使することである。

The purpose of this card is to ensure that the holder is protected under international humanitarian law, and to ensure that the holder is protected under international humanitarian law, and to ensure that the holder is protected under international humanitarian law.

（日本工業規格JIS 5454とJIS 5455、JIS 5456とJIS 5457）

裏紙

氏名 (Name)

住所 (Address)

氏名 (Name)

住所 (Address)

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者，国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は，「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき，具体的な交付要綱を作成した上で，それぞれ以下に示す職員等に対し，特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ア 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く）で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は，国，県及びその他関係機関と協力しつつ，特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について，教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 緊急対処事態への備え

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9・11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急処理事態にかかる事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる

・その他県内及び近隣県における事態

事 態 例	被 害 の 概 要
石油コンビナートの爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉鎖、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる
原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被爆する ・汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる
列車等の爆破	
政治経済活動の中核に対する攻撃	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる

	・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる ・行政サービスの停止，電気・通信・交通障害，物流停滞等により国民生活が圧迫される ・物価，金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる
--	--

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
< 放射性物質 > ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・水源地に対する放射性物質の混入	・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は，爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎，また，放射性物質による被ばくや，汚染による被害及び不安が生じることである ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある ・小型爆弾の特徴については，核兵器の特徴と同様である。まず，核爆発によって爆心地周辺においては，熱線，爆風及び中性子線やガンマ線が発生し，物質の燃焼，建造物の破壊，被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか，中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し，被害範囲を拡大させる ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は，放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである
< 生物剤・毒素 > ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・生物剤は，人に知られることなく散布することが可能であり，発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより，生物剤が散布されたと判明したときには，すでに

・水源地に対する毒素等の混入	被害が拡大している可能性がある ・生物剤による被害は，使用される生物剤の特性，特にヒトからヒトへの感染力，ワクチンの有無，既知かどうか等により被害の範囲が異なるが，ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には，二次感染により被害が拡大することが考えられる ・水源地に対する毒素等の混入による被害は，汚染による健康被害及び不安が生じることである
< 化学剤 > ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般的に化学剤は，地形，気象等の影響を受けて，風下方向に拡散し，空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がり人的被害をもたらす

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり，施設の規模によって被害の大きさが変わる ・攻撃目標の施設が破壊された場合，周辺への被害も予想される ・爆発，火災等の発生により住民に被害が発生するとともに，建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が生ずる

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、平素からの備えに必要な事項について、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に以下のとおり定める。

1 関係機関によるネットワーク等の構築と活用

市は、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等に関する措置を的確に行う上での知見を迅速に入手し、緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得るため、あらかじめネットワークを構築し、アドバイザーとしての専門家又は専門機関を確保するものとする。

また、市は、警察署、消防本部、自衛隊等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。

2 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや管内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、市と関係機関とで共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、関係機関との連携による対処を必要とする以下の措置等について特に留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防疫、無害化等に関する措置
- (4) 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

第2章 緊急処理事態への対応

第1 事態認定前の対応

市は、武力攻撃事態と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対応が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対応について、以下のとおり定める。

1 初動時情報連絡体制

消防機関等からの連絡その他の情報により、市の各部等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長に報告するとともに、他の関係各部へ連絡し、必要に応じ県へ連絡する。

また、市の関係各部は、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても市長へ迅速に報告するものとする。

2 国民保護等連絡室の設置

(1) 総務部長は、感染症の異常な発生等国における緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合においては、市として情報収集・分析を行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、総務部長など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。

(2) 国民保護等連絡室は、警察署、消防本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(3) 総務部長は、情報分析の結果、緊急処理事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護連絡体制を廃止する。

3 国民保護等緊急対策本部の設置

- (1) 市長は、国における緊急処事態の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、国民保護等緊急対策本部を速やかに設置する。
- (2) 国民保護等緊急対策本部の組織及び事務局編成は、武力攻撃事態等の事態認定前の場合と同様とする。
- (3) 市長は、被害状況や住民の退避状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。
なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (4) 市は、国民保護等緊急対策本部を設置したときは、直ちに事案の発生について県に連絡する。
- (5) 国民保護等緊急対策本部は、警察署、消防本部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。
- (6) 市は、国民保護等緊急対策本部において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。
- (7) 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、他の市町村や関係機関に対し支援を要請する。

4 緊急処事態対策本部に移行する場合の調整

- (1) 国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部の廃止
市は、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し緊急処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合に、直ちに市緊急処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室又は国民保護等緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 市緊急処理事態対策本部の設置手順

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や国民保護等緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替えるものとする。

(2) その他の設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員及び同本部職員の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 代替施設における本部機能の確保

2 その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
- (3) 市緊急処理事態対策本部における広報等
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 市緊急処理事態対策本部長の権限
- (6) 市緊急処理事態対策本部の廃止
- (7) 通信の確保

第3 関係機関相互の連携

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

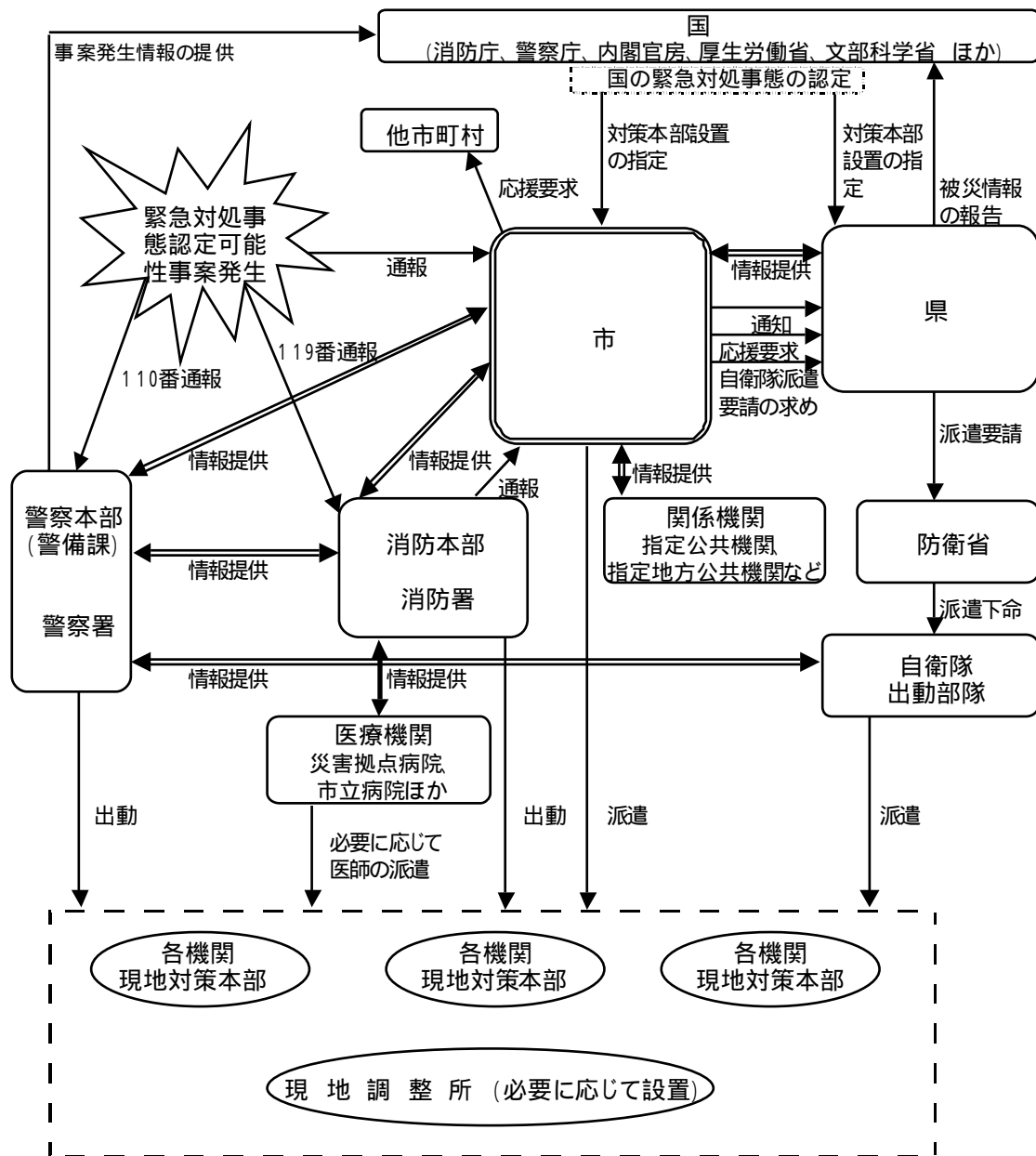
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第3編第3章の武力攻撃事態等における連携に準じるが、特に初動対応で重要になるのは、市や県と消防、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処機関の主な役割と基本的な連携モデルは以下のとおりと想定される。

(1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供など
県	情報収集，情報提供，健康相談など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，簡易検知，検体採取，原因物質の特定，避難誘導，救助，交通規制，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，一次除染，救急搬送におけるトリアージ，救急搬送，消火活動など
医療機関	救急医療，トリアージ，二次除染など
自衛隊	捜索及び救出，除染など

(2) 緊急対処事態認定前後における関係機関連携モデル



「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。各機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と市役所本庁舎内に設置される市緊急対処事態対策本部にて行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

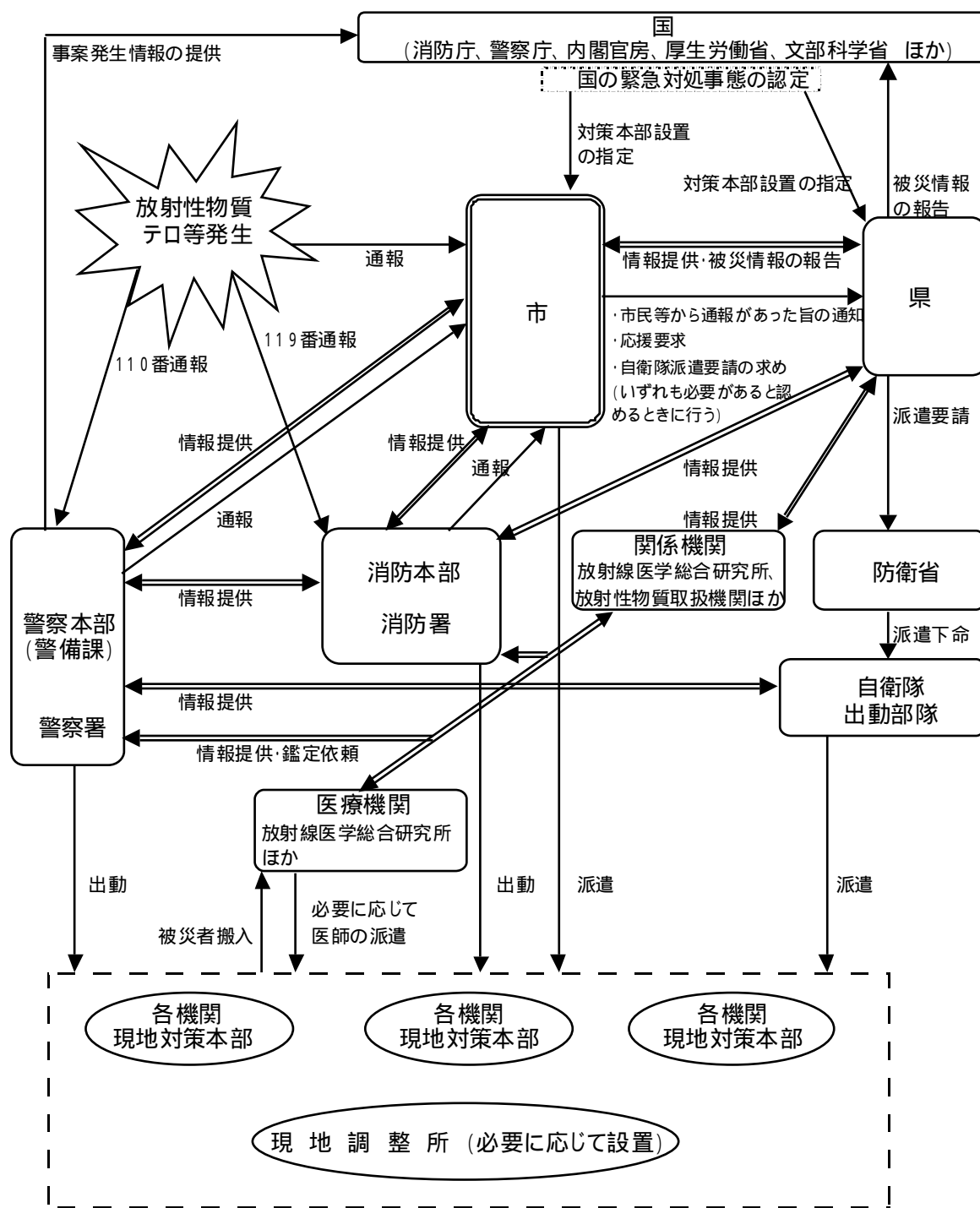
大規模テロなど緊急処理事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり，その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割，連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

- (1) 放射性物質が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供，避難誘導など
国	情報収集，情報提供，専門家の派遣，モニタリングなど
県	情報収集，情報提供，健康相談，モニタリングなど
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，避難誘導，救助，交通規制，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，救急搬送，消火活動など
医療機関	救急医療，トリアージ，除染など
自衛隊	捜索及び救出など

放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



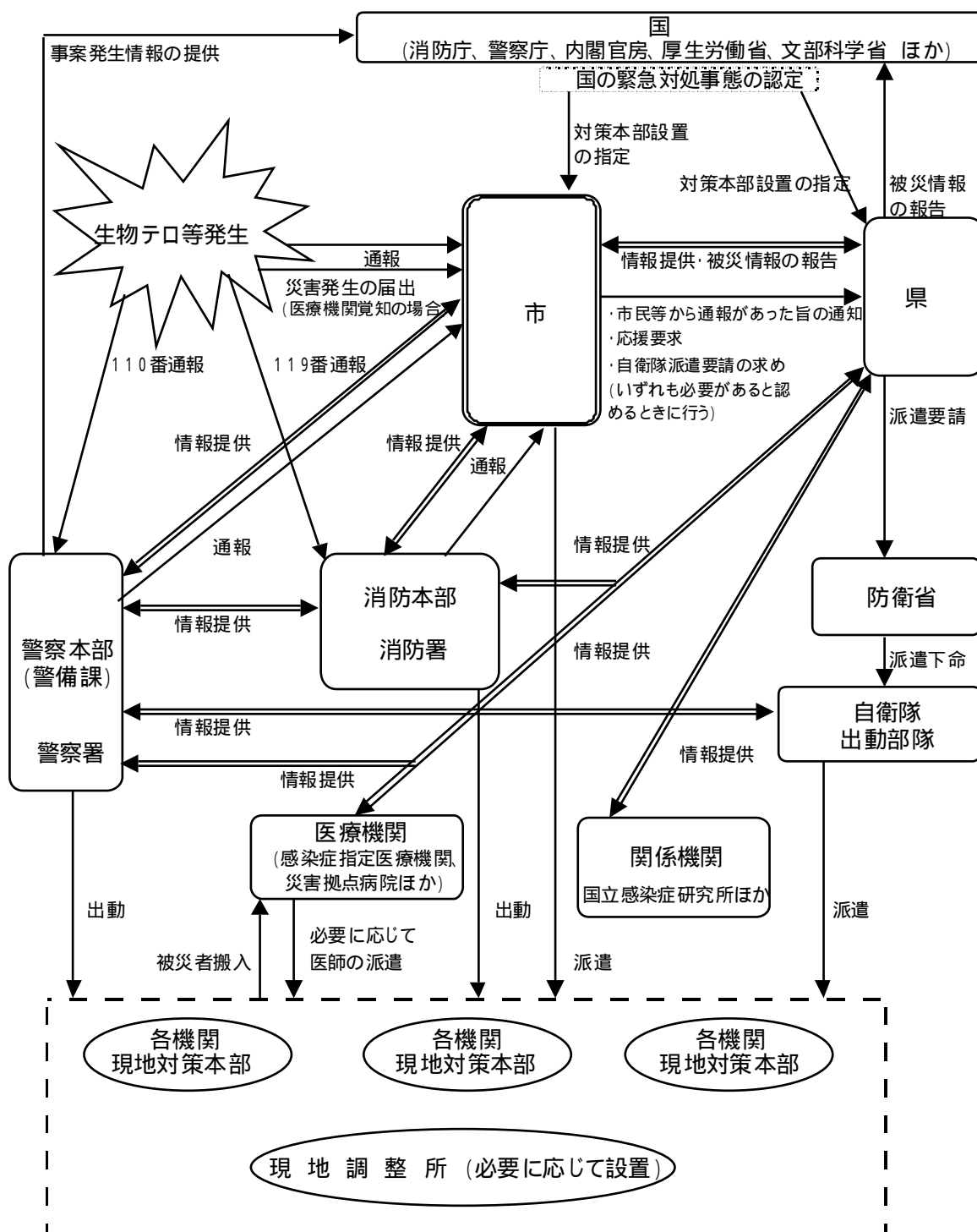
放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾（大量の爆発物を積んだ大型車）を爆破させるというようなことが挙げられる。

(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）

生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供など
県	情報収集，情報提供，健康相談，感染経路等の調査，生物剤の検出，ワクチン接種（医療機関と協力） （可能な範囲で）地域・施設の除染，消毒など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，避難誘導，救助，交通規制，簡易検知，検体採取，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど），救急搬送など
医療機関	救急医療，健康福祉センター（保健所）への届け出など
自衛隊	捜索及び救出，除染など

生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



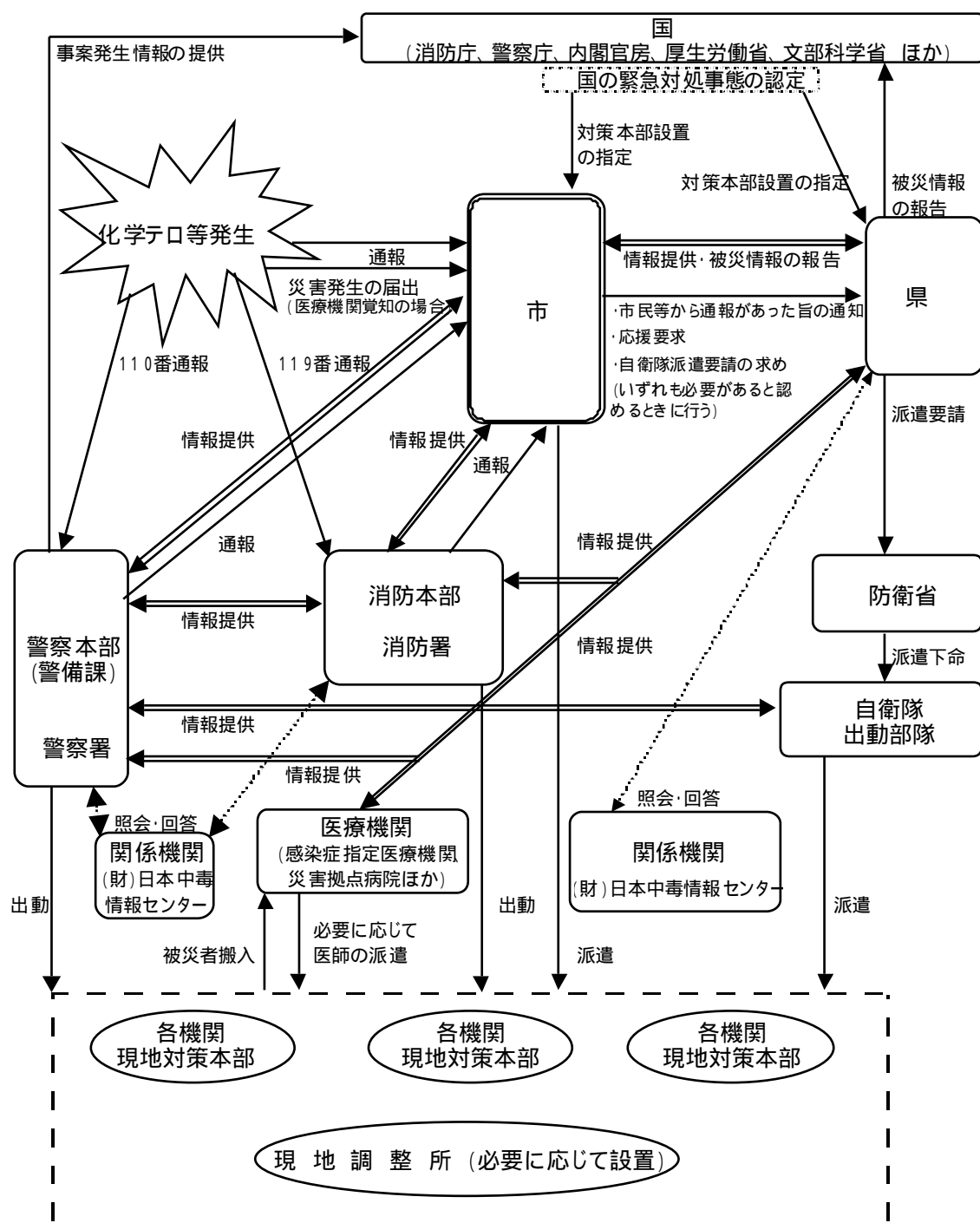
ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

- (3) 化学剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供など
県	情報収集，情報提供，健康相談など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，立入禁止区域等の設定，交通規制，簡易検知，検体採取，原因物質の特定，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，簡易検知，救助，立入禁止区域等の設定，被害者の一次除染，救急搬送におけるトリアージ，救急搬送など
医療機関	救急医療，トリアージ，被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出，除染など

化学テロ等発生時の関係機関連携モデル

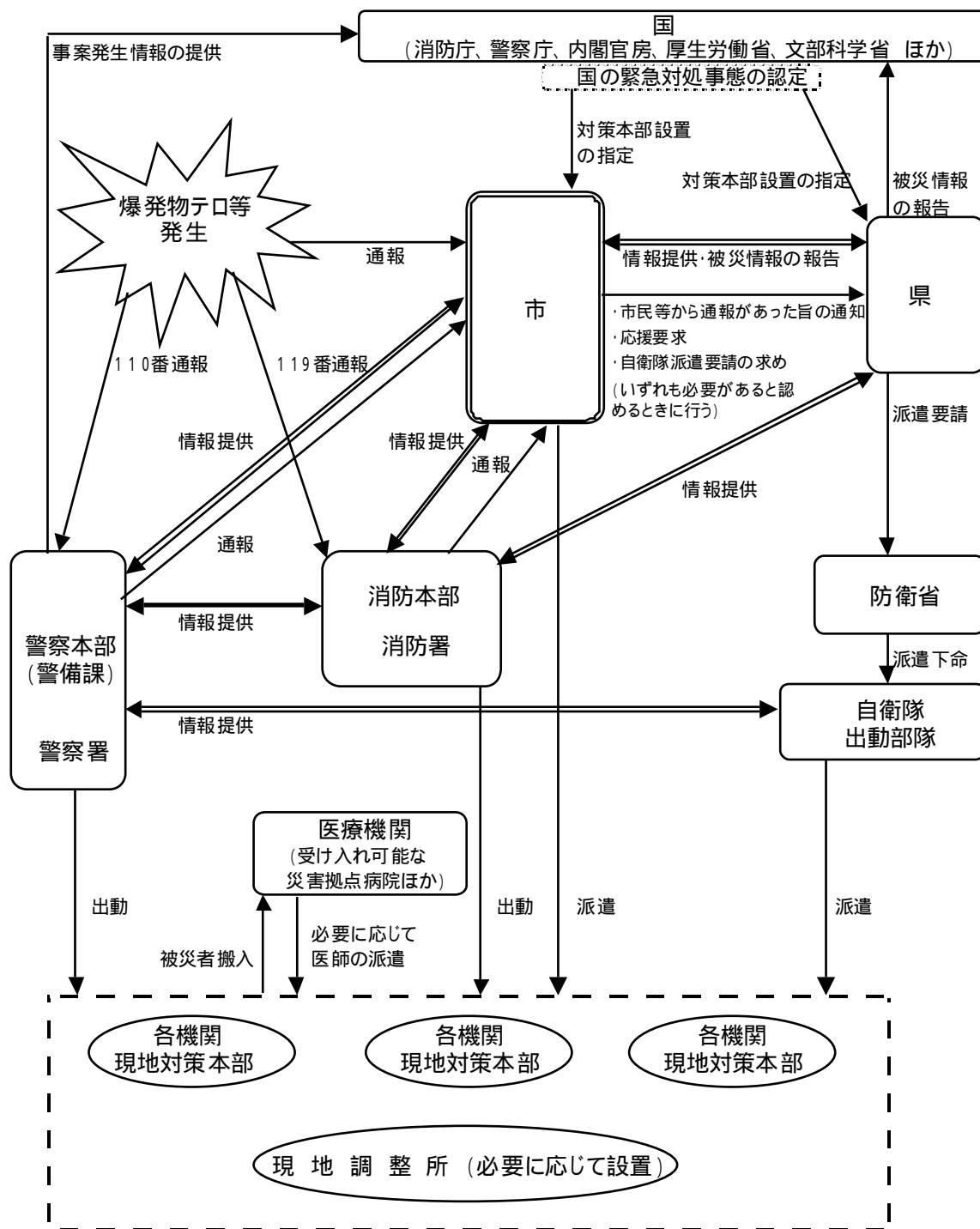


- (4) 爆発物が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）

爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

市	情報収集，情報提供など
県	情報収集，情報提供，健康相談，（自衛隊派遣要請）など
警察	情報収集，情報提供，現場の保存，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，交通規制，捜査活動など
消防	情報収集，情報提供，救助，避難誘導，立入禁止区域等の設定，救急搬送におけるトリアージ，救急搬送，消火活動など
医療機関	救急医療，トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など

爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 特殊標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告すると

もに，被害の状況に応じて，障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧を行うこととし、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害等により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁等

(1) 市の費用負担義務

市は、国民保護措置等の実施に要した費用のうち、市の職員の給料及び扶養手当その他国民保護法施行令で定める手当、市の管理及び行政事務の執行に要する費用で国民保護法施行令で定めるもの並びに市が施設管理者として行う事務に要する費用で国民保護法施行令で定めるものは、市が負担する。

(2) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(3) 県が市の国民保護措置を代行した場合の費用の支弁

市が武力攻撃災害等により事務の実施が困難となった場合において、国民保護措置等が実施された場合の費用については県が支弁する。

(4) 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁

法第76条第1項の規定により救援に関する事務を市が行った際の費用は、県が支弁する。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、市が一時的に立て替え支弁するものとする。

(5) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に

従い，補償を行う。

(2) 損害補償

市は，国民保護措置の実施について援助を要請し，その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは，国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は，県の対策本部長が総合調整を行い，又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において，当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは，国民保護法施行令に定める手続に従い，県に対して損失の請求を行う。

ただし，市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは，この限りではない。

4 他の市町村等の応援を受けた場合の費用の支弁

市は，国民保護措置等の実施において他の市町村長等の応援を受けた際は，当該応援に要した費用を支弁するものとする。

なお，当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは，応援をした市町村長等に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

用語の解説

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。

【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

【NBC攻撃】

核，生物剤，化学剤による攻撃。

「Nuclear」（核），「Biological」（生物），「Chemical」（化学）の総称を「NBC」という。

【トリアージ】

災害医療における多数の傷病者を重傷度と緊急性によって分別する方法。語源はフランス語の「triage（選択）」。

判定を4色のカードで表示し，「黒」（死亡もしくは救命不可能），「赤」（重篤な状態で救命の可能性あり），「黄」（重篤な状態ではないが搬送が必要），「緑」（搬送の必要がない軽症）に分別する。

【ダーティボム】

放射性物質を散布することにより，放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。

【国民保護法】

法律の正式名称は，「武力攻撃事態等における国民の保護のための

措置に関する法律」。平成 16 年 6 月 14 日に成立し，同年 9 月 17 日に施行された。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態において国民の生命・身体・財産を保護するため，国や地方公共団体等の責務，住民の避難に関する措置，避難住民等の救援に関する措置，武力攻撃災害等への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

【武力攻撃事態対処法】

法律の正式名称は，「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成 15 年 6 月 6 日に成立し，同月 13 日に施行された。

武力攻撃事態等への対処について，基本理念，国・地方公共団体等の責務，国民の協力その他の基本となる事項，武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。

この法律の規定を受け，国民保護法ほか有事関連七法が整備された。

【有事関連三法】（武力攻撃事態関連三法）

以下の 3 法を指す。

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）
- ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律
- ・自衛隊法及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

【有事関連七法】

武力攻撃事態対処法の規定を受け，平成 16 年 6 月 14 日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。以下の 7 法を指す。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）